

令和 2 年

第 4 回 三川町議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 4 日 開 会

令和 2 年 9 月 10 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 9 月 4 日 (金) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・三川町振興審議会報告	4
・三川町行政評価に関する報告書について	5
議第 4 5 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分の承認について.....	6
議第 4 6 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算(第 8 号)	9
議第 4 7 号 令和 2 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	9
議第 4 8 号 令和 2 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	9
議第 4 9 号 令和 2 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	9
請願第 1 号 国に対し「消費税率 5 %以下への引き下げを求める意見書」の提出を求め る請願	3 0
請願第 2 号 沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出 に関する請願	3 1
一般質問 6 名	3 1

第 2 日 9 月 5 日 (土) 休 会

第 3 日 9 月 6 日 (日) 休 会

第 4 日 9 月 7 日 (月) 休 会

<請願審査委員会 開催>

第 5 日

9 月 8 日 (火)

会議録第 2 号

議第 5 0 号	令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	7 2
議第 5 1 号	令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 2
議第 5 2 号	令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7 2
議第 5 3 号	令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 2
議第 5 4 号	令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 2
議第 5 5 号	令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 2
請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)		
請願第 1 号	国に対し「消費税率 5 % 以下への引き下げを求める意見」の提出を求める請願	7 9
請願審査委員会報告 (総務文教常任委員会)		
請願第 2 号	沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願	8 2

【決算審査特別委員会 開催】

第 6 日

9 月 9 日 (水)

休 会

【決算審査特別委員会 開催】

第 7 日

9 月 1 0 日 (木)

会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (決算審査特別委員会委員長報告)			8 8
議第 5 6 号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 0	
議第 5 7 号	三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 1	
議第 5 8 号	三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 1	
議第 5 9 号	三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	9 4	
議第 6 0 号	第 4 次三川町総合計画の基本構想及びその基本計画について	9 7	
意見書第 1 号	緊急対策として消費税率 5 % 程度へ引き下げを求める意見書	1 0 4	

意見書第 2 号	沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書	…… 1 0 5
意見書第 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	…………… 1 0 6

令和2年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年9月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
渡部貴裕 書記	奥井陸生 書記	

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 1 日 9月4日(金) 午前9時30分開会
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般報告
- ・三川町振興審議会報告
- ・三川町行政評価に関する報告書について
- 日程第 4 議第45号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について
- 日程第 5 議第46号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 6 議第47号 令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第48号 令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第49号 令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 請願第1号 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第10 請願第2号 沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願
- 日程第11 一般質問 6名
- 散 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから令和2年第4回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木淳士議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る8月28日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として専決処分の承認1件、令和2年度各会計補正予算4件、令和元年度各会計決算認定6件、条例改正4件、事件案件1件、以上16件があり、この他に、諸般報告2件、請願2件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日4日から10日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告2件を行った後、専決処分の承認について質疑、討論、採決を行い、令和2年度の各会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後5時30分以降をそれに充て、一般質問を行います。

一般質問は、6名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の5日と第3日目の6日及び第4日目の7日は、本会議は休会となります。

第5日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、令和元年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により「決算審査特別委員会」を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

その後、「決算審査特別委員会」を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第6日目の9日は、午前9時30分から引き続き「決算審査特別委員会」が本議場で再開されます。

第7日目の最終日10日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。

次に、条例改正4件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が

上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月10日までの7日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月10日までの7日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

町当局より「三川町振興審議会報告」の件、「三川町行政評価に関する報告書について」の件、以上2件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、三川町振興審議会に関しましてご報告申し上げます。

お手元に配布の報告書をご参照願います。

第4次三川町総合計画の策定について、平成31年2月18日に三川町振興審議会に諮問いたしましたところ、去る7月30日に、その答申を別紙のとおりいただいたものであります。それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第4次三川町総合計画策定の答申について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

(1) 平成31年2月18日午後1時30分、三川町役場講堂において、平成30年度第2回三川町振興審議会を招集した。

(2) 委員14名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。

(3) 任期満了に伴い、新たに18名の委員の任命を行った。

(4) 町長のあいさつの後、会長に五十嵐慶一委員を互選した。

(5) 会長のあいさつの後、会長職務代理者に熊田洋勝委員を指名した。

(6) 議事録署名委員に齋藤みつ委員、佐藤和寿委員を指名した。

(7) 第4次三川町総合計画の策定について、町長が五十嵐慶一会長へ諮問書を手交した。

議事に入り、企画調整課長が第4次三川町総合計画策定方針(案)について説明、審議の後、原案のとおり決定した。その後答申までの日程等について確認し、午後4時00分に閉会した。

(8) 以降、別紙「第4次三川町総合計画策定の経過」のとおり慎重に審議を重ね、令和2年7月30日開催の令和2年度第1回三川町振興審議会において町長に答申することに決定した。

なお、第4次三川町総合計画の策定についての諮問から答申までの間、振興審議会委員の異動は次のとおりである。

- ・平成31年4月23日所属団体の役員交替により、吉永哲也氏を委員に任命した。
- ・令和元年5月16日所属団体の役員交替により、阿部たみ枝氏を委員に任命した。
- ・令和2年4月3日所属団体の役員交替により、本間武氏を委員に任命した。
- ・令和2年4月24日所属団体の役員交替により、石川修一氏を委員に任命した。
- ・令和2年6月19日所属団体の役員交替により、小野寺正樹氏を委員に任命した。

4. 答申の内容

別紙のとおり

5. 少数意見の留保の有無

無し

第4次三川町総合計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和2年9月4日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

次に、三川町行政評価に関しましてご報告申し上げます。

第6次三川町行財政改革大綱、並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和元年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第3次三川町総合計画の実施計画に掲げております事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題、及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしましたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、先月8月27日、町内各種機関・団体代表者、及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただき

たいと存じます。なお、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第45号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第45号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第7号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年8月7日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,200万円を追加、補正後の予算総額を65億3,802万3,000円といたしましたものであります。

まず歳出であります。4款衛生費について、塵埃処理費を追加補正いたしましたものであります。

次に、歳入であります。20款繰越金、前年度繰越金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私から数点質問させていただきたいと思っております。

専決処分ということですので、事業を着手しております。今朝も天神堂堤外といいますか、そこで撤去作業をしている姿が見受けられました。当初ですと、まず撤去が8月31日までの予定であったかなと思われまして、それが9月8日までに延びているというような話も聞いているところで、まずは撤去時期が延びているという状況、原因等の説明をいただきたいと思っております。

また、撤去に関しまして、関係町内会、住民であったり耕作者等の情報共有、どのように当局がされているのかどうかお伺いしたいと思っておりますし、激甚災害に指定されているということで、県・国等の支援の状況はどのようになっているのか。歳入としては繰越金で歳入を見ているということでもありますけれども、その辺の状況の説明をお願いしたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） それでは、最初にご質問ありました当初の予定時期よりも作業が延びているという部分についてのご質問であります。こちらにつきましては、8月7日から作業を開始して、8月いっぱい当初作業を終了するという予定で行っておりましたが、8月21日の段階になりまして、ごみの受け入れ処分先であります民間の処理場が容量に達したという部分がありまして、これ以上、当分1週間ほど受け入れができないというよ

うな状況になったものですから、まず一旦作業を中断しまして、9月1日から改めて行うとしたものであります。あと、地元の方との情報共有につきましては、その地元関係者の方々に文書で、その作業の時期または作業にあたって地元関係者のご協力をお願いしたいという内容のものをお配りしております。さらに、今回日程変更があったわけですが、その日程変更があった際も改めてその日程変更の内容について周知させていただいております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回の災害の廃棄物処理に係る財源の部分でございますけれども、この部分につきましては、現在国あるいは県、当局と使えるような支援制度がないのかということで、各担当部署に支援の方法等について協議を行っているところでありますが、河川敷の中にあるそういった民地である畑地につきましては、国からのそういった直接的な撤去はできないというようなお話を受けておりますし、それから農地の部分でのそういった支援についても何とか制度を使えないかといったようなことは現在県の担当部署とも協議中でございますけれども、まだ確定的なものはないといったような状況でございます。今後そういった使えるような財源等があれば、そういった活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず1点目の受け入れの時期がずれ込んだということで、処理に時間がかかっているというような説明でありました。民間の処理場ということですので、どの程度まで情報をいただいているのか分かりませんが、他の、いわゆる今回水害で起きた災害ごみも受け入れていたのかどうか。本町のみで災害ごみだけで容量に達しているのかどうか、その辺の情報があれば、今回程度の、程度と言うと語弊を招くかもしれませんが、今回の災害ごみだけで処理ができないような状況なのかどうか、この辺の状況の説明をもう一度お願いしたいと思います。

また、住民の方に聞きますと、個人的に要望して撤去していただいたものは即撤去していただいたということでありましたけれども、管理道路にあるものは撤去してくれるものだろうということで連絡をしていなかったというところで、確認をしたところ、そこは当初撤去する予定にないということが分かりました。そういった箇所、再度調査するべきではないのかなど。当初調査した時点で、いわゆる管理道路にあたる場所でも撤去の対象とされていなかったのではないかなどと思われます。そのチェック体制、どのような視点でチェックされたのか。

また、堤防にかかるごみについては、国土交通省よりある程度時間経過するまで様子を見た方がよいのではないかというような意見も出ているそうです。やはり、そこで耕作する耕作者であったり、近隣住民においては災害ごみというものが堆積した状態で経年劣化するというものはどうしても衛生的によくないのではないかなどと思われます。そういった堤防の側面に引っかかっている災害ごみについての対応、どのように考えていくのかどうか、説明願いたいと思います。

また、国の支援の方はさらに協議を進めていただいて、ぜひ対象になるように協議していただきたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 民間施設のごみの受け入れに関しまして、他市町村の災害ごみを受け入れられているかどうかについては、こちらで情報は確認しておらないところがあります。ただ、このごみの処理をしていただく民間業者につきましては、通常の一般ごみまたは事業所用のごみ等を受け入れして処分されている事業所でありまして、ちょうど8月のお盆を挟んだ作業になったわけですけれども、そのお盆が明けた後にそのごみの受け入れ量が急増したということをお聞きしております。ということから、その容量の部分で本町の災害ごみの受け入れについては一旦中断させていただきたいという申し入れがあったものであります。

また、その管理道におけるごみの撤去につきまして、また、河川敷における今回のごみの撤去の確認、チェック体制ということでもありますけれども、本町の職員も現場状況を確認し、またはその作業している作業員の方からも情報収集、また地元の方からの情報提供等によりまして確認しておりますが、作業の進捗状況によりまして随時その現場を確認しているというところでもあります。なお、そのごみの回収におきまして漏れがないような対応は今後とも続けていきたいと考えております。堤防の側面のごみという部分につきましても同じような対応で考えておるところであります。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 引き続きそういった支援措置が受けられるように協議、要望等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 7月下旬の大雨による各河川の上昇によつての廃棄物処理というような事業のようであります。この事業についてでありますけれども、この対象とする範囲、どのぐらいを見込んでおられるのか。また、その廃棄物の量はどのぐらいと見込んでおられるのか。また、事業の内容ですけれども、収集から運搬、処理まですべてのものと認識してよいのか確認させていただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今回の災害廃棄物の処理につきましては、赤川河川敷において個人で撤去処分ができない量というようなものを判断基準としまして行ったところでございます。具体的には赤川の左岸地域、青山町内会から下流側成田新田町内会の区域までにそういったごみがあるということを確認しております。

ごみの量としましては、当初の見積もりの段階におきまして、全体で875立法メートルというような量で見積もりを算定しております。これにつきましては、赤川河川敷の管理用道路、農道、またはふれあい広場といったような場所における災害ごみになっております。その金額の内容につきまして、収集・運搬・処分、それらすべて含んだ金額になっております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 対象範囲とするものが赤川の左岸のみだということで、他の河川敷にはこういった災害ごみはなかったのかどうかと非常に疑問を感じるわけではありますが、そういった部分確認は行われたのか1点お聞きしたいと思います。

それから、近年各地で大雨災害が起きております。災害廃棄物の仮置場、またはその処分ということが非常に課題になっていると報道でよく見受けられるわけですが、本町におきましては災害廃棄物の処理計画等が整っているのか確認させていただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 赤川河川敷以外のごみという部分につきまして、私どもの方で把握しているものとしては、青龍寺川におきまして、青山橋の付近にごみが溜まっておるといふ情報をお聞きしたものですから、それについては県より撤去作業していただいたという認識でおります。川に関係するものとしては、それ以外の情報としては把握していないというようなところであります。あとは災害廃棄物の処理計画については、本町においては策定しております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ただいまの質問に関連してでありますけれども、災害廃棄物で今般7月28日の災害におきましては、青山地内で床上浸水1件、床下浸水3件ありましたけれども、その廃棄物というのは今回の災害廃棄物処理委託には入っているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） この災害廃棄物の関係で、青山地内の被災された住宅から出たごみにつきましては、これは予備費充用を行いながら、予算執行をしているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第45号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって議第45号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第5から日程第8まで、以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5から日程第8まで、以

上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第46号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、日程第6、議第47号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第7、議第48号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第49号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第46号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、議第47号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第48号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、及び議第49号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに議第46号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第8号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,884万7,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を63億8,917万6,000円といたすものであります。

まず歳出であります。その主なものを申し上げます。1款議会費における減額補正、2款総務費については、一般管理費、財産管理費、戸籍住民基本台帳費等の追加補正、及び企画費、開発費の減額補正、3款民生費については、社会福祉総務費、保育園費等の追加補正、及び老人福祉費の減額補正であり、4款衛生費については、予防費等を追加補正いたすものであります。

6款農林水産業費については、農地費等の追加補正、7款商工費については、商工振興費、観光費等の減額補正、8款土木費については、除雪対策費、公園費等を追加補正いたすものであります。

9款消防費については、非常備消防費等の減額補正及び防災費の追加補正であり、10款教育費については、事務局費の減額補正、小学校費における学校管理費の減額補正、中学校費における学校管理費等の追加補正、幼稚園費等の減額補正及び体育施設費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表債務負担行為補正につきましては、大雨被害対策利子補給金について、期間、及び限度額を設定するものであります。

また、第3表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を3億4,310万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第47号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,986万1,000円を追加いた

しまして、補正後の予算総額を7億1,161万3,000円といたすものであります。

まず歳出であります、その主なものを申し上げますと、3款国民健康保険事業費納付金については、各目における財源更正、7款基金積立金については、国民健康保険事業基金積立金の追加補正、9款諸支出金については、保険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第48号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億8,743万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、1款総務費については、介護認定審査会費の追加補正、5款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金の追加補正、7款諸支出金については、償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第49号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億7,419万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります、1款総務費について、一般管理費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります、歳出の補正費目に伴い、4款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 数点質問させていただきます。

12ページ、農業費の農業総務費、大雨被害対策資金利子補給金、また豪雨対応産地緊急支援事業費補助金とあります。この補助金事業の対象となるもの、またその内容についてお伺いしたいのと、7月の豪雨による農業被害によるものと考えますけれども、町内の農業被害額どのように捉えておられるのかお聞きしたいと思います。

その2段下になりますが、農地費、工事請負費100万円ほど、この内容について説明お伺いしたいと思います。

次に、14ページ、消防費でありますけれども、消防団本部及び分団運営交付金、これの減額内容。また、その2段下段にあります、防災費、消防団員費用弁償43万円の増額要因についてお伺いしたいと思います。

最後になります。総体的なことになりますが、新型コロナウイルスの影響で各種の事業、イベント、行事が中止となっております、様々減額、また不用額等が出ているようであり

ます。今後当初予算に対してまして、見直し、組み換え等を行うような計画があるのか、またその方針等があればお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から大雨被害対策資金利子補給金、及び豪雨対応産地緊急支援事業費補助金につきまして、その内容につきましてご説明をいたします。

まず大雨被害対策資金利子補給金につきましては、7月豪雨の発生に伴いまして水稻、大豆等の浸水冠水等の被害を受けた農業者に対しまして、大雨被害対策資金を貸し付ける融資機関が支出金を融通する山形県農林漁業天災対策資金について、農業者の経営の安定化を図ることを目的に、利子補給金を設定するものでございます。

本町につきましては、想定といたしまして、個人5名、これでおおよそ1,000万円、法人1件500万円の1,500万円の借り入れがあるものと想定いたしまして、令和2年度の利子補給の支出金といたしまして3万4,000円、こちらを設定したところでございます。

続きまして、豪雨対応産地緊急支援事業でございますけれども、こちらは持続的な生産強化対策事業といたしまして、被災からの生産の回復等に向けて、追加的となる薬剤、肥料等の購入経費、こちらについて1/2の助成を行うというところでございます。

こちらにつきましては、町内の農家の方、こちらを何名か聞き取りをいたしましたところ、大体1万円程度、1万円以内の薬剤の購入があったということでございましたので、こちらにつきまして1万円程度の20名、こちらを想定いたしまして、20万円の事業費の1/2の補助金ということで10万円の額を想定したところでございます。

続きまして、工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては、小尺地内の農道の切り下げ工事ということで、85メートルの工事を見込んでおるところでございます。こちらにつきまして、経費等で100万円の工事費ということでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 初めに14ページにある非常備消防費のうち消防団本部及び分団運営交付金の減額に関わる部分でございますけれども、これについては、この交付金に限らずこの目の中にある減額分とも関係しておりますが、上半期におきまして消防団における多くの事業が中止となったところでございます。春季演習、それから操法伝達講習、それから水防訓練、その他多くの行事が中止となったところでございまして、それに関わってこの運営交付金につきましても通常の交付金分についてもその実績に合わせて減額を行うこととし、さらに本年度におきましては最高幹部の視察研修も予定されておりました、それも交付金措置しておりましたが、それについては全額、本年度はそういった研修は行わないという方針となりましたので、その減額を今回計上したものでございます。

それから、防災費における消防団員の費用弁償の部分で、こちらは追加となっておりますけれども、これについては先の大雨時に消防団員が出動して、費用弁償をすでに支払い・執行等を行ったわけでございますけれども、これについては、既決の予算、それに加えて足りないところは予備費等を充用して、予算流用等で措置したところではございますが、今後また台風シーズン等、また出動することを想定しまして、当初予算と同額を今回これから発生

する分として追加補正いたしましたものでございます。

それから、3点目の新型コロナウイルス関連におきます当初予算等の方針に関わるご質問でございましたけれども、今回の9月補正におきましてはそういった上半期における町の様々な事業ですでに中止が決定したものの、1款の例えば議会の旅費から始まりまして、それぞれの各教育委員会等の各種事業についても、そういった事業中止したものの、上半期で確定したもののについては、今回なるべく減額を計上しまして、その分を他のこれから使う事業に充てて、これから下半期に向けての予算を計上したものでございます。

したがいまして、今回の9月補正、それから今後の状況によりましては、12月、3月、そういった定期の補正予算等で状況に応じて、そういった必要な事業等にまた予算を計上してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 初めに戻りますが、農業総務費における補助金は、申請における作物への生育上の資材等への補助ということでありました。これから収穫時期を迎えますと、その影響というものがあらわになってくるのかと思います。そういった減収に対する補助的なもの、また再生産のための補助的なものは何か考えられないか、お伺いしたいと思います。

また、消防費におきましては、答弁にもありました様々な訓練、また演習等が中止になっております。そういった中止による防災力の低下というようなものはないのかどうか。その辺の所感をお伺いしたいと思います。

また、総体的なものになりますが、新型コロナウイルスの影響というのは終息が見えない状況が続いている状況であります。経済的な影響、また各家庭への影響といったものは年内、またこれからもずっと続くようなものだと思いますけれども、国の支援に頼らない、町独自の支援策といったようなものは考えられないのか、そういったところ、見解をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問は、今後明らかになるであろう農業被害の関係でございましたが、本町の場合、水稻をメインに作付けをされている農家の方が多くいらっしゃるわけですが、通常農業被害、特に水稻あるいは共済対象の作物につきましては、様々な被害についての分については共済での対応、あるいは昨年より精査されております収入保険というものの対応というものが限られております。

ただ、先程お話いたしましたとおり、国・県の中、特に県の支援の中ですけれども、今回の災害の中で農業被害を受けられた分について、本町の場合は先程申しましたとおり水稻被害がメインでございますけれども、他の作物、共済の対象にならないような作物等につきましては、様々な支援ということで今後明らかになると。現在様々な説明会等がございますけれども、その中で実際出ておるところでは、今お話しました共済の対象外の作物について、拾い上げということで県の方からは説明があったところです。ただ、細かい要綱等につきましては今後調整されるということでございますので、その辺につきましては情報が入り次第、また広く周知をしてまいりたいということで考えているところでございます。以上

です。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 1点目の消防等行事の中止に伴う防災力の低下が懸念されるのではないかといったご質問でありましたけれども、当然そういったことに繋がらないような形で定期的に幹部、分団長会議等は開催しておりますし、また消防団におきましても、それぞれの消防団において毎月の点検等は行っていると思いますので、今年度そういった行事等が影響してそういった低下に繋がらないような形でそれぞれ消防団活動を行っていただくようお願いしたいと思っています。

それから、2点目の町の新型コロナウイルス関連の支援策等につきましては、4月以降そういった交付金を活用しての事業も含めて、町でも一般財源等、あるいは県の補助金等も活用した様々な事業に対応してきたものでございます。必要なもの、需要があれば、それは当然町としても今後の事業ということで予算化等を図っていく必要がございますし、その辺は柔軟に対応していく必要があるかと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、私の方からも一般会計の方から質問させていただきたいと思えます。

13ページにあります商工費関連、この中から数点ですが、まずはじろで庄内実行委員会補助金、こちら15万円の減ということで、当初予算を見ますと、20万円ということでありました。この差異、5万円の説明をお願いしたいと思えます。

また、その下にあります日本海きらきら羽越観光圏推進協議会負担金、こちらは当初予算どおり皆減ということになっております。こちらの説明もお願いしたいと思えます。

また、この項目の中、今回表示されておきませんが、当初予算上ですと赤川花火大会負担金ということで40万円、当初予算に計上されておきますが、今回のこの補正にも減額が出てこないのかなと思えます。そちらの負担金がどのようになっているのかどうか。その辺の説明をいただけたらと思えます。

続きまして土木費にあたります。その下ですが、除雪対策費の中にある使用料及び賃借料、こちらの増額の要因をお願いします。

続いて14ページにあります消防費の中にあります一番上の団員表彰等報償費ということで、こちら減額となっておりますが、こちらの減額の要因等の説明をお願いしたいと思えます。

また、教育費であります国際交事業旅費ということで、今年は国際交流が新型コロナウイルスの影響でできないということでもありますけれども、この事業についてマクミンビル市との協議、どのような協議になっているのか。来年度以降の事業の持ち方等をもし協議されているのであれば説明いただきたいと思えます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私からじろで庄内の実行委員会の補助金の減額ということでございますが、先程お話ありましたとおりに当初予算で20万円ほど計上して

ございましたが、本年はじろで庄内のロードレースの部分につきましては中止するという
ことで、代わりにと言ってはあれなんですけれども、いわゆるプレイベントとしてロードレ
ースでない、ポイントラリー的な行事を開催するというので、これが9月13日ございま
すけれども、実施を予定しておるといふことで、こちらの方の負担金5万円ほど残してお
るところでございます。

続きまして、日本海きらきら羽越観光圏推進協議会への負担金でございますが、こちらに
つきましては、事業の中身の見直しということがございましたので、24万7,000円の減額
ということになっておるところでございます。

そして、赤川花火大会につきましては、現在中止ということでの決定は早い段階で決まっ
ておったのですけれども、経費の精算ということで、現在鶴岡市の青年会議所と赤川花火実
行委員会の方で最終の精算の協議をされているということでございます。その関係もあり
まして、その額の決定を見まして、今後減額等の補正も対応させていただければというこ
とで考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 除雪対策費の使用料、賃借料の予算計上の内容でありま
すが、こちらにつきましては、これまで民間業者より機械の提供等、ご協力いただいていた中
で、2台の除雪車を廃車したというところで、そのうち1台につきましては、他の民間業者
よりご協力いただくことができるものの、もう1台についてはリース会社より賃借しまして
対応していきたいということでの予算計上になっております。

具体的な機械の大きさとしては、この予算における機械は3t級の機械であります。これ
につきまして今回予算を計上させていただいて、この冬に備えていきたいというものであり
ます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 14ページ、消防費における団員表彰等報償費の減額の内容で
ございますけれども、これにつきましては、一つは町の消防操法大会が中止となりましたの
で、その報償費の減額。それから、もう一つ大きいのが、県の消防操法の庄内支部大会、
これに出場する場合の報償費を支給していましたが、これについても庄内支部大会は
中止となりましたので、この二つの要因で減額となったものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました国際交流推進事業についてであります。本
年度中学生がアメリカの方に訪米する予定でありました。毎年10名が相互に行き来をして
いるわけですが、今年度は募集段階で事業の中止を決定したわけですが、その募集し
ていた途中段階でその応募があった内容としては3年生が1名、あとそれ以外については1、
2年生だったというところであります。

今回行く予定直前でこのような事態になったということで、応募があった生徒からは非常
に残念だったというようなことも聞かれておりましたので、町としましては何とか来年度、
本来であれば受け入れの年ではあるのですが、また三川町から派遣できないかということで、

マクミンビル市側とメールでのやりとりをしたところ、相手方についても受け入れは可能であると、ぜひ今回来られなかった子どもたちに来ていただきたいというような旨の返答もいただいておりますので、現時点では来年度、また三川町から子どもたちを派遣する方向で事業を調整しているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、商工費の関連ですけれども、やはり新型コロナウイルスの状況において事業が縮小、もしくはなくなるというような事態になっております。やはり一般財源からの支出においてこういった減少が多く見受けられるかなと思われま。こういった一般財源、いわゆるウィズコロナとしての対策をやはり講じていくべきではないかなと、ただ皆減するだけではなく、どのように観光に繋げられるかというところをしっかりと協議し、予算化していかなければならないのではないかと思います。

内閣からの臨時交付金ということでも議会との協議がありました。しかし、様々な事業における代替事業というものをそれぞれの部署で協議する必要があったのではないかなと思われま。その辺の協議の状況、代替の事業等を検討されたのかどうかお伺いしたいと思います。

続いて消防費にあります団員表彰の減額については、操法大会と庄内の操法大会が中止になったことであるということでありました。こちら新型コロナウイルスの状況がどのように来年影響するか分かりませんが、現段階で次年度の三川町の操法大会、庄内の操法大会、どのような対応をする協議をしているのかどうか、その辺があれば再度説明いただきたいと思います。

最後に、マクミンビル市への旅費ということでの事業の中止でありますけれども、向こうの方から来年また来てくださいよというありがたいメールが届いているということでありま。やはり一番大事なのは児童同士、生徒同士の交流を途切らせないということではないかなと思われま。時差がありますので、リモートというところはなかなか厳しいと思われま。児童同士でのふれあいといいますか、接触といいますか、そういったところをやはり検討していくべきではないかなと思われま。例えば動画メッセージでのやりとり、そういったところから来年への事業を継続するために、続けてみるということも一つの手ではないかなと思われま。その辺の考え方はどのように考えているかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から今回の様々な補正予算の計上の中で、いわゆる減額の部分が多くあるということでございますが、当面この新型コロナウイルス感染症の拡大が見られて以降でございますけれども、まずは感染の拡大防止というものがメインに様々な対応させていただいたところでございます。その対応としましては、例えば飲食店あるいは小売店等の休業でございますとか、あるいは多くの方が集まることのないような形で、様々な策をさせていただいたところでございます。その当面の様々な国の補助金といたしましても、休業に対する補償でございますとか、そのような形のものも多くご

ざいました。

今お話ありましたウィズコロナ、ポストコロナの関係でございますけれども、いわゆる感染症の拡大が一旦収まったということで、いわゆる第2波の恐れといたしますか、いわゆる大都市圏では徐々に広がりつつあると思われましても、本県あるいは庄内地区におきましては、庄内地区におきましては幸い新たな感染者は見られておらないということもございまして、秋以降に向けて様々イベントができないかということは、内部では実は調整をしておるところでございます。ただ、広く全町での調整会議というところまではいってございませんが、ポストコロナ、ウィズコロナといたしまして、今後は経済活動につきまして、どのような支援ができるか、あるいはどのような方策でその経済活動を支えていくかというところを今後は検討してまいりたいということで考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 来年度の操法大会の対応等に関するご質問でありましたけれども、これについては、現時点においてはまだ未定であるということで認識しております。操法大会に限らず一連の事業等については、基本的には感染予防が優先でございますので、今後の状況、推移等を判断しまして、来年度に向けてのそういった事業が判断されていくものと認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 国際交流につきまして生徒同士のやりとり、リモートなり動画配信での交流もあって良いのではないかなというご提言でありました。これまでの事業の中でも、行く生徒、もしくはその受け入れる生徒の組み合わせをしているわけですが、その組み合わせが決まった以降については、お互い事前にメールのやりとりをしたり、またはその事業が終わった後についても個人的にメールのやりとりを行っているという状況であります。

今後リモートでの直接的な動画でのやりとりというような部分については、ある程度有効な交流の手段の一つではあると思いますので、今後その辺、事業の中でもどのように組み入れられるか検討はしていきたいと考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時41分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時00分)

質疑を許します。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、10ページの総務費の戸籍システム推進事業ということで減額になっているようですが、これは今年度から新たに始まった、当初予算では1,700万円ほどの予算でした。それが780万円ということで300万円くらい減ったわけですが、そもそもなくなったのか、それとも安くなったのか、この辺一つお願いしたいと思います。

続きまして14ページ、土木費の住宅復旧支援事業ということで浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金ということで30万円。補助金ということで浸水した、被害に遭われた方からの申請があって、それに対する補助ということでありますけれども、実際満額申請したものの何割が補助対象なのか。それと、満額なのか、それとも30万円ということで頭打ちになっ

ているのか、その辺の内容をお知らせください。

最後にもう一つ、15ページの中学校教育振興費の修学旅行取消料補助金ということであります。この辺、新型コロナウイルスの関係で修学旅行が取りやめになったと私は思っておりますけれども、昨今テレビ報道を見ますと、新型コロナウイルスの影響で旅行取りやめは、このキャンセル料は免除しようというような、条件がいろいろあるみたいでしたけれども報じられております。今回そういう免除にはあたらなかったのか、その辺の経緯と申請時期や旅行時期、その辺を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、戸籍システム推進事業、戸籍情報システム改修委託料についてのご質問をお答えいたします。

本事業といたしましては、令和2年度においてマイナンバー制度導入に伴い、法務局との間で行っております戸籍の副本等情報の全件送信及び情報提供用個人識別符号を掌握のためのシステム改修で、全国一律で行われるものになってございます。国の方から要件が示されて、事業の改修内容が示されたことにより作業量が減ったことよっての減額になってございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金につきまして、その内容であります。これにつきましては、今回7月28日からの水害によりまして被災された住宅の復旧に伴う住宅の復旧工事に係るものであります。対象となる住宅につきましては、町の罹災証明書の交付を受けた住宅であります。その住宅を復旧・修繕する工事等になっております。

補助金の補助率につきましては、工事費の3/10、また補助金の限度額は30万円という形で考えておるところであります。今現在、この補助金のことに関してのご相談を受けている方は1件というような状況になっております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました修学旅行取消料補助金についてご答弁します。

この補助金につきましては、小学校教育振興費、それから中学校教育振興費それぞれに予算を計上しているものであります。例年9月に小学校が修学旅行、それから中学校につきましては1月下旬頃に修学旅行に行っている状況でありました。こういった状況のもと、最近また新型コロナウイルスの感染が各地で拡大している状況が見受けられました。当然そういった状況のもと修学旅行を中止せざるを得ないという状況が考えられましたので、その中止した場合、キャンセル料が発生すると、そういった部分を保護者負担ではなく、町が見るべきであろうというようなことから今回予算計上をしているものであります。

ちなみに、小学校の部分ですが、横山小学校と東郷小学校、実は昨日今日、9月3日、4日、修学旅行に行っております。今のところ特にまだ学校の方から連絡がありませんので、無事に帰ってくるものと信じております。押切小学校につきましては、10月に行く予定で

はあるというところではありますが、行き先については現在新型コロナウイルスの状況を見て、まだ検討しているところだと。県外になるか県内にするか、そこも含めて検討中というようなことであります。同じく中学校についても、例年ですと東京都の方に、ディズニーランドを中心に修学旅行に行っておりましたが、こちらも場所を変えることも検討しており、場合によっては今年度の修学旅行の実施は見合わせ、来年度の実施になるかもしれないというところでありましたが、今回町としては補正予算に計上したところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 戸籍システムの方は国の条件が変わったということでありました。では、当初予算を組んでいた1,700万円というのは復活しないと、今回のこれでこの件は解決するというので、今後また出てくるというようなことではないということでしょうか。

それから、住宅の災害復旧ということで1件の方。今相談は受けているということでありましてけれども、この辺、罹災証明そもそも出ているのは1件しかないかなと思っていましたけれども、今相談中ということでありました。まだ申請は上がっていないのでしょうか。もし上がっていないとすれば、上がってきてからだとは思いますが、幾らぐらい、この限度額100万円で3/10の30万円マックスまでいくのかどうか。

また、話を進めるとすれば、町としてこの制度のみならず、町単独でのこれは決まりということなんでしょうけれども、町単独での補助というものは考えられていないのでしょうか、お願いしたいと思います。

それから、中学校の修学旅行、今回横山・東郷小学校は行かれたと、押切小学校は10月。であれば、旅行取消料補助金、取り消しなっていないのではないですか。中学校も昨年1月に行ったということでもありますので、これから取り消し料がかかるのか。かかるにしては数字が具体的過ぎると思うのですけれども、この辺、行つたとすれば補助金はいらぬのではないですか。この辺、もう1回詳しく内容をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 今回の予算につきましては、本年度予定しておりました法務局の間で行っております戸籍の副本等の情報の全件送信等の作業に充てるものになっております。国等から条件等を改めて変更ということがあった際には、そちらの方に適切に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今回の浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金につきましては、県の同様の補助事業によりまして町が支援を行うという内容であります。この9月補正予算につきましてご可決いただいた後に具体的に正式な申請等の要綱を決定し、申請を受け付けていくというような予定であります。

先程内容についてご相談を受けているというようなお話をさせていただきましたが、その正式な申請の時点で金額につきましても具体的に決定していくことになるということでもありますので、具体的な金額についてはまだ今の時点で、内容は今後流動的になっていく部分も

ありますので控えさせていただきたいと思います。

先程お話したとおりこの補助金が県の補助事業を受けて行うという考え方でありますので、町単独での補助というところにつきましては考えていないというものであります。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 小中学校の修学旅行の取消料補助金についてであります。あくまでも修学旅行に行かなかった場合キャンセル料が発生すると、それに対して町が保護者の負担軽減のために補助を行うというようなことで、今後キャンセル料が発生した場合支出をするということで予算計上しているものであります。先程申し上げましたように横山小学校と東郷小学校は行って帰ってくる予定、見込みでありますので、そちらの方への支出はまずないだろうと。今後行く予定の押切小学校、それから三川中学校が来年の1月下旬に行く予定でありますので、そこが急遽キャンセルになった場合に発生したキャンセル料に対してこの補助金を支出していくというようなことで予算計上しているものであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ただいまご質問ありました町単独での支援というお話でございましたが、これにつきましては、今回の床上浸水の後、所有者が自らリフォームをする、バリアフリー化するということから、町の住宅支援事業、既存事業であります。そちらにも該当するのではないかとということで、その辺について今相談に乗っているところでございますので、それが既存事業のバリアフリー化にきっちり合致した場合は、町単独での支援も発生すると考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 10ページで、先程総務費の戸籍住民基本台帳費の質問、減額の方の質問と説明がありましたけれども、1の戸籍住民基本台帳費の1,097万8,000円の改修業務委託料の業務の改修の目的についてお伺いしたいと思います。

それから次のページ、11ページの老人福祉費の寿賀のつどいの件ですが、寿賀のつどいは中止ということでの減額だと思いますが、記念品等、これもマイナスになっているということで、対象者に対する賀詞等の授与もあったわけですけれども、それもみんななくしてしまったのか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

それから13ページ、観光費ですが、観光対策事業の三川町観光協会負担金の40万円の減額ですけれども、この要因についてお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、私から戸籍住民基本台帳費、こちらの方の変更内容についてご説明申し上げます。こちらの方につきましては、個人番号カード等の利用に係るシステム改修ということで、令和2年度においてマイナンバー制度導入に伴い、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係る住民基本台帳システム、及び住民附票システム等関連システムの連携テストということで行われるものになってございます。こちらにつきましては全国で一斉に整備するものということで、本町でも整備いたしたく今回お願いするものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問にございました老人福祉費にございます寿賀敬老事業につきまして、今年度寿賀のつどいについては、議員おっしゃるとおり中止となったわけでございますけれども、ご質問にございました賀詞等の伝達、賀詞等の記念品等につきましては、従来どおりそれぞれ該当になる方に記念品等をお渡しするというようになっております。こちらで減額になっている部分というのは、人数等を精査した上で、今回減額なった部分を計上させていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から観光協会への負担金への減額分ということでございます。こちらにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策の関連対策といたしまして、三川町の菜の花まつりと夏の納涼祭、こちらの方を中止といたしましたので、その分に係る減額分でございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 先程の戸籍基本台帳の改修費の関係は、はっきりしなかったのですが、マイナンバーカードで全国的に住民票の発行等に使えるという話でしたよね。この改修によって何をどういうふうに使えるのかももう一度お願いします。

それから、寿賀のつどいについての賀詞等の伝達、記念品等の伝達があるということで、それはほっとしたわけでありまして、行政評価等にもありましたが、寿賀のつどいの見直しということがあって、その辺を今回の関連の中ではすぐとは言えないかと思っておりますけれども、見直しとして何かあればお伺いしたいと思います。

それから、観光協会負担金のマイナスですが、これは事業ごとにその事業しなかった分だけ観光協会から返還してもらうというやり方をしているようですが、そもそもは観光協会に対しては一括で負担金といえましょうか運営金を出していると思うので、その事業の中身について、それは例えばこの事業に使わなかった場合には、観光協会の中で検討して他の事業に使うとか、そういう流用性が本当はあって然るべきだと思いますけれども、その辺はいかがなものでしょうか。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 先程の内容につきましては、マイナンバーカード等の利用が国外転出者、国外に転出する方が使えるようにということでのシステム改修を行うということになっております。ですので、一般町民のマイナンバーカードの使用という部分ではございません。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 寿賀のつどいについての来年度以降の見直しということでのご質問かと思いますが、今年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で残念ながら中止ということになってしまいましたが、来年度以降について、現在いろんな方面からのご意見等を踏まえましてこれから協議・検討するという状況であります。昨年度、自治振興委員の方々を対象にアンケート等を行い、開催時期等を変更すればその参加率などが変わっ

てくるのかというようなアンケートなどで調査させていただきましたが、時期等の問題ではなくて、やはり寿賀のつどいそのものの内容について、これからの開催について検討する時期に来ているのではないのかというようなご意見もいただいております。

自治振興委員の方々をはじめ、行財政改革推進の懇談会の中でもご意見をいただいておりますので、それも踏まえまして、町としては来年度以降の方針について協議をしてみたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問がありました観光協会に対する補助金について、イベントの実施する・しないでの変更というのはいかがなものかというご質問でございましたが、本町の場合はいわゆる観光資源というものがなかなか乏しいということがございますので、イベント等による交流人口の拡大等を目指して、いわゆる観光人口、あるいは本町のPRを努めておるという状況でございます。

この中で残念ながら観光協会につきましては、イベントの開催によりまして本町を広くアピールをしていくという性格上、今後秋・冬についてのイベントにつきましては予算を確保してございますので、春・夏のイベントにつきまして今回実施できなかったということにつきまして、代替のイベント等につきましては現在ございます予算によって実施できるだろうということで考えておるところでございます。よって、今回につきましては実施できなかったイベントの経費について削減をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに9ページの交通安全施設等整備事業、61万6,000円になっておりますけれども、この具体的内容を説明願いたいと思います。

続きまして、10ページの三川町灯油購入助成事業であります。毎年県より半額補助で5,000円とっておりますけれども、昨年の場合206人ほど申請しております。今回300人の補正予算であります。その根拠等。そして、昨年度辺りは11月15日から3月31日まで実施したわけですけれども、今回の補正予算で助成事業をやる時期はいつからなのか伺いたいたいと思います。

続きまして13ページ、公園費の工事請負費270万円であります。今回どこの公園にどのような工事を行うのか伺いたいたいと思います。

続きまして11ページ、予防費の予防接種委託料であります。今回の補正で117万円ほど増となっておりますけれども、その要因、種類が増えたのか人が増えたのかを踏まえての補正なのか伺いたいたいと思います。

同じ11ページで、保育所等施設整備支援事業、これ11ページですけれども、これ保育園と幼稚園の絡みがあります。11ページの中で増やして16ページの中で同額をマイナスにしております。このいきさつを伺いたいたいと思います。いつもなら保育園、幼稚園、一緒の半額ずつ出し合っただけの事業を行っているわけですけれども、今回こういう予算措置をとった経緯を伺いたいたいと思います。

そして、私が分からなかったのが、17ページの子育て交流施設イベント開催時の委託料、

95万円マイナスになっていますけれども、このイベントをこれからまた行うのか、食糧費4万円とイベント等開催委託料91万円が増額になっております。これ、すべてマイナスですと95万円のマイナスになるわけですが、これからイベント事業を行うのか、この辺の解釈を私は分かりませんでしたので、伺いたいと思います。

そして、最後に17ページの体育施設の部分で工事請負でありますけれども、これ今回町民体育館と理解しますけれども、どの部分の工事を行うのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 初めに9ページの交通安全施設等整備事業の内容でございますけれども、まず1点目の修繕料に関しましては、町内会から要望がありますカーブミラーの支柱の交換が必要な部分等がございます、それに関わる修繕料でございます。

それから、工事請負費としまして予算化しておりますのは、テオトルが開所しまして、そのテオトルと袖東公園の間に横断歩道をこれから設置していただける予定となっておりますけれども、その横断歩道の部分に歩道の手前に赤色の回転灯を設置したいと考えておまして、それに関わる工事費でございます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 2点ご質問がございました。

まず最初に三川町の低所得世帯の冬の生活応援事業に関わる助成金、灯油の助成についての件でございますが、今年度予算として150万円、300世帯を対象というふうに見込んだところでございます。昨年度の実績につきましては、議員おっしゃったとおり206人というふうに見込みになりまして、予算の中では200件というふうに見込んでいたところです。ただ、対象となる方々の実数につきましては、昨年度の段階で270名ほどおりました。今年度につきましては、そういった非課税世帯が対象となっておりますけれども、新型コロナウイルスの関係で対象者が少し増えるのではないかというような見込みをもってこのような形で計上させていただいたところでございます。

続きまして2点目の11ページの予防接種の委託料の要因でございます。こちらにつきましては、ロタウイルスの定期予防接種ということで、新たに加わる定期予防接種がございまして、その部分を今回追加で補正いたすものでございます。実施時期につきましては、10月1日からの定期の接種となるものでございますが、こちらについては昨年度の予算を編成する段階で、まだロタウイルスのウイルスワクチンの単価がはっきりしないところがございまして、予算計上することはできませんでした。今の段階で予算につきまして単価等が確定した中で今回計上させていただいたものでございます。

すみません、先程灯油の件で事業期間についてのご質問がございました。答弁漏れがございましたのでお知らせしたいと思います。令和2年度につきましては、10月1日から来年の3月31日までの期間での事業期間となっております。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 公園費の工事請負費につきましては、蛾眉公園にありますすべり台、こちらが劣化しているというもので、このすべり台を撤去し、新たなすべり台を

設置するとともに、小型遊具も設置してまいりたいというような内容になっております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 3点ご質問ありました。

まず初めに11ページと16ページに関わります保育所等施設整備事業に係るご質問がありました。この交付金につきましては、民間の認定子ども園に対しての町の交付金でありますけれども、現在国の方にこの認定子ども園の建設に係る補助金の申請が行われております。その審査の中で保育園部分と幼稚園部分、この二つがあるわけですが、その施設に係る按分といいますか変更があったと。保育園部分が増え幼稚園部分が減ったというようなことで、これに伴い保育園費と幼稚園費との支出の整合性をとるため、このような組み換えによる増減を行ったものであります。

それから2点目、子育て交流施設に係る記念イベントの件であります。今年7月にテオトルがオープンし、町としましては記念のイベントを予定しておりました。当初謝礼というようなことで金額を計上しておりましたが、実際開催に向けて相手方と交渉していく中で、謝礼ではなく委託費というのが本来の支出の形に合っているというようなことから今回このような補正予算を組んだところであります。

なお、この記念イベントの実施に関しましては、現時点では11月と12月に予定をしているものであります。確かに現在新型コロナウイルスの関係でまだ大規模のイベントが未実施といいますか、中止または延期というようなことがされている中であります。まず教育委員会としてこちらの実施については、現時点は開催に向けて準備を進めているものの、新型コロナウイルスの状況によっては急遽イベント中止ということも両構えで考えて、現在準備を進めているところであり、開催時期が11月ということであるので、もう間もなくその最終的な判断をしなければならない時期であると考えております。

最後に、体育施設費におきます工事請負費であります。こちらにつきましては、三川町内の体育施設、町民体育館、アスレなの花がありますが、こちらでの新型コロナウイルス対策としての工事内容になります。具体的には施設内にあります手洗い場、トイレの中にある水道蛇口、こういったものを現在ひねるタイプの蛇口なんですけれども、これを自動水栓化、またはワンハンド式に変えとか、そういった工事を進める内容であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 蛇口の自動化を今回町有の体育施設で行うようですけれども、これに関連してですけれども、他所の県とか地域では学校の蛇口も、新型コロナウイルス対策で自動化するという動きがありますが、その関連でお答えできればと思います。

そして、今回の灯油事業、いつもより早く10月中旬からということで結構なことと思います。いつも手続にも往復はがき等時間がかかりますので、今までの11月中旬より1ヵ月早くするという事は評価できる予算措置と捉えております。

そこで、保育所等であります。これ民間の認定こども園ということですが、これ今、三川町役場の北側の民間の施設のことと理解してよろしいのか。

予防接種の件ですけれども、ロタワクチン、今まではインフルエンザ等、10月中旬から1月31日まで行っておりましたけれども、鶴岡市の医師会も10月1日から行うということで、今回新たなそういう情報が入りましたので、早く接種を行うということでありまして、やはりこれ鶴岡医師会等、鶴岡市等との話し合い、私も前にインフルエンザのワクチンも早め早めにした方がいいと提言しましたところ、鶴岡医師会、鶴岡市との話し合いということでしたけれども、これは三川町から要請したのか、医師会の方から出てきた、社会状況によって出てきたものなのか伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました学校施設における水道蛇口等の自動化とこのようなことでありました。今回補正予算の方に各小学校・中学校におきましても、この手洗い場、トイレ等の自動水栓化の予算を計上しているところであります。小学校につきましては15ページ、小学校管理費の工事請負費685万円、それから中学校におきましては、同じく15ページ、中学校管理費の工事請負費165万円がこの自動水栓化に伴うものであります。なお、町の公共施設として保育園・幼稚園もありますが、同様にこちらの方についても工事請負費を予算計上し、自動水栓化を考えているものであります。

ただ、施設の状況によってはこれまでどおりの蛇口タイプ、またはワンハンド式に変えるというような改修にとどめているところもありますので、ご理解をしていただきたいと思います。

二つ目の認定子ども園の場所というようなことであります。ご質問ありましたように役場北側にある土地、今年度4月から造成を行っていたところでありますが、まもなく建築工事が始まると情報を得ているところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） インフルエンザワクチンにつきましての助成の開始時期が10月1日に取り決めたということのご質問でございましたが、議員お見込みのとおり鶴岡医師会、それから鶴岡市等と話し合いの上で、今年度の高齢者に対しましてのインフルエンザワクチンの接種につきましては、10月1日からということで現在予定をしているところでございます。鶴岡医師会なり鶴岡市の方で調整をし、三川町といたしましては、昨年度もそうですが、基本的に接種する際の医療機関や接種する町民の方々が混乱しないように、基本的には鶴岡市と期間については合わせて実施をしているところでございますので、今のところ10月1日からの鶴岡市等に合わせた形での助成を考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） それでは、私から2点ほど確認の質問をさせていただきたいと思います。

まずは歳入の部分でございます。6ページの上から三つ目の項目になりますけれども、地方創生臨時交付金が1,000万円計上されたということございまして、歳出にそれぞれ充当されているかと思いますが、非常に多岐にわたっているようですので、この1,000万円の充

当先について、今一部説明いただきましたけれども、改めて充当先を説明いただきたいと思います。

これがこのいわゆる臨時交付金の最終的な補正・計上になろうかと思えます。これまで6月議会定例会、また7月29日開催の臨時議会でもこの臨時交付金の活用について、縷々意見交換が繰り返されてきたものであります。途中各課長と我々議員との意見交換会という場も設定されるほど、この有効活用に取り組んできたという経過を踏まえて、この臨時交付金の活用に関する国の方針としては、皆さんも資料としてあろうかと思えますが、5月1日付けの活用事例集、この中には地域の実情に合わせた活用、地域みんなが力を合わせて新型コロナウイルスという見えない敵と知恵と工夫を出し合って戦うための独自対策のための予算ということで配分するものだということが明記されておりましたので、今後まだ途中ではございますけれども、今現在町民生活の支援策として活用されている充当内容、それから地域経済活動の支援策として活用されているもの、それから、先程来縷々説明ありました小中学校や公共施設等の施設整備に活用されているもの、最後に指定管理者等、公共的団体等の支援策について活動されているものという、4区分に分けて、それぞれどれくらいの地方創生臨時交付金に限っての配当内容で結構ですが、予算計上額と構成比率についてご説明いただければと思います。併せて、これまでの予算配分の内容について、国から示されている基本的な考え方と合致しているものかどうかというようなことも併せてご説明願います。

もう一つ、この臨時交付金の取り扱いについては、具体的な取り扱い方法をQ&Aで説明されているわけですが、これまでの6月議会、7月臨時議会等で話をされております中で、いわゆるいろり火の里、みかわ振興公社に対する支援というような部分で、損失補てんに充当するんだというような考え方で、私としては理解してきたところでありますが、Q&Aを見ますと、休業補償の目的で行う支出経費にはこの交付金は充当しないことという明文もありますし、いわゆる損失補償については十分慎重に対応するよというようにもございました。まだ年度途中ではありますけれども、この臨時交付金の充当方法について齟齬が生じないものかどうか、最終的な確認という意味でご説明をお願いいたします。

もう1点、補正予算書の15ページ、小学校費になるのですが、ここに公共施設等長寿命化対策事業2億5,510万円の減額補正になったというところがございます。いろいろと調べてみましたところ、おそらくは昨年度の補正予算、令和元年度第6次補正予算に繰越明許費ということで、この事業が載っておりまして、然るべき6億5,700万円の事業費が計上なっているということと、同じ議会の中での審議ではありましたが、今年度の令和2年度の当初予算、小学校費にこの同じ事業で2億5,510万円が計上なると。いわゆる単純な二重計上かと思えますが、この二重計上に至ってしまった経過について詳しく説明をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） それでは、私の方から2点についてお答え申し上げます。

初めに質問ありました9月補正予算における地方創生臨時交付金の充当先でございますけれども、先程の説明の中で公共施設等の自動水栓化の部分のお話がありましたが、科目順

に申し上げますと、3款民生費におきまして、社会福祉法人等支援事業ということで社会福祉協議会の補助金を追加しておりますけれども、これも同じく福祉センターの自動水栓化工事等を同じようにして行うということから補助金等の支出を行っているものでございます。それについて充当しております。

それから、同じく3款の保育園費、これについても保育園施設内の自動水栓化。それから10款教育費におきましては小学校管理費、小学校施設の自動水栓化。それから、同じく10款の中学校においても中学校施設の自動水栓化。それから、質問の中でもお答えしました町内体育館、アスレなの花等の自動水栓化ということで、こういった非接触タイプによって感染率の拡大を防ぐ効果があるということで判断してこういった事業の計上でございます。

それから、2点目のこの交付金の有効活用を図る上での配分、構成率、それから国との更新等の合致についての部分でございますけれども、この部分に関しまして、今質問の中では4区分についての分類という形でありましたけれども、国の交付金の趣旨としましては、そういった地方における様々な対応、取り組みを支援するために、地域の実情において事業継続、それから新しい生活様式の対応を図るといった観点から、二つの大きな事業を対象として交付金を交付することとされております。

一つ目が新型コロナウイルスの感染拡大防止、これは新しい生活様式、いわゆるウィズコロナを踏まえた環境整備を含んだ、そういった地方創生事業、いわば未来への投資に繋がるような事業、それから二つ目として感染拡大による影響を受けている地域経済、及び住民生活のための地方創生事業ということで、これはすぐに緊急的に実施しなければいけないような経済活性化策というようなことで、国の方では大きく二つの事業に区分して、対象事業としているところでございます。

まず初めにこの二つの部分で、本町で押さえている部分でお答えしますが、4月以降、当初予算の分も含めまして専決とそれから臨時会、定例会等の補正予算等、9月の補正の分も含めまして、現在新型コロナウイルスに関するこの交付金等を活用した事業としましては、100万円単位で申し上げますと3億7,500万円ほどとなっております。うち臨時交付金の充当金額は、これも100万円単位で申し上げますけれども、1次分と2次分を合わせて2億4,400万円ほどとなっております。今申し上げました二つの区分、感染拡大防止の部分で本町で事業化したものが約1億7,900万円、それから緊急的な経済活性化策、生活支援等の予算額が1億9,600万円ということで、合わせて3億7,500万円というような整理を行っております。

今、質問ありました4区分ということでのお話でありましたけれども、さらにこれを区分いたしますと、特にこの経済活性化の部分、今の区分をさらに分類するとすれば、まず町民生活支援策として活用されたものについては3,300万円ほど、それから地域経済活動支援策として活用されたものが1億1,300万円ほど、それから最後に公共的団体などの支援、これはいろいろ火の里のみかわ振興公社の支援策として5,000万円というような形で整備できるかと思っております。

構成比率につきましては、2分類でいけば感染予防等については48%、それから経済対

策としては52%ということで、約半々のそういった事業化を図ってきたところでございます。再分類すればまた先程の金額によってまた構成率が変わってまいります。

このようなことで本町としましては、冒頭申し上げました交付金の趣旨でありますこの二つの感染拡大防止と地域経済の両立を図るという観点で活用してきたところでございます。さらに全体事業費のうち3億7,500万円のうち交付金に活用したのが2億4,400万円ということで、残りの部分は、一部国の交付金等もございませけれども、多くは一般財源ということでございますし、多額の一般財源も前年度の繰越金等を活用しながら対応してきたものでございます。

このようなことで本町としてはこの交付金の活用を十分に、その趣旨に沿って図ってきたところでございます。以上でございます。

すみません、抜けておりました。みかわ振興公社の交付金の支援措置に対する確認ということでのご質問でありました。いわゆる損失補てんに当たらないのかといった趣旨でございましたけれども、これについては、7月の臨時会の際にも一部ご説明した機会があったかと思っておりますが、本町におきましては、今回のこういった支援にあたりましては、あくまでも今後のサービスの提供等を維持するために必要な経営基盤の強化を図るための支援であるということで位置付けております。あくまでも感染予防対策、それから休業期間、これは休業期間の影響等を受けた部分も含めますけれども、今後もそういった3月までの間に受けるような期間においての固定経費、そういったものに対して定額での支援を行うということで、あくまでもそういった損失補てんといったものには当たらないということで、すでに交付金の方にも申請しているところでございます。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 公共施設等長寿命化対策事業の減額に絡むご質問でありました。この事業、具体的には押切小学校の大規模改修事業であります。押切小学校につきましては、平成30年からこの大規模改修事業に取り掛かっており、平成30年度は外構工事、昨年、令和元年度につきましては屋内体育館を事業実施してきたところであります。現在、令和2年度につきましては、校舎の1/2の工事に現在取り掛かっているところであります。

この事業の実施にあたりましては、国の交付金を充当しながらの事業実施としてきたところであります。平成30年度第1期の工事に取り掛かる際、同様に国の交付金を受けながら事業実施するというところで予算計上したところでありましたが、年度に入ってから国の採択が下りず、事業実施できなかったという過去があります。

こういったことで令和2年度予算計上するにあたりまして、当初予算に当然のごとく第3期として予算計上していたところでありますが、その後、年度が変わり、手元に資料がないので詳細な部分は不明ですが、年明け1月でしたか2月になってからでしたか、国の方から国の補正予算での前倒し実施の要望調査がありました。先程申し上げたように国の交付金が採択されなかったという過去の例がありますので、町としてはこの国の補正予算での事業実施の方が採択の確率が高いという情報も得ておりましたので、令和2年3月の議会の補正予算において、先程議員がおっしゃったように繰越明許での事業費予算を計上したところであ

り、その補正予算の際も申し上げましたが、当初予算と二重計上をさせていただき、事業実施確定した後、しっかり適切な時期に当初予算分は減額させていただきたいということを説明したところでありましたので、今回この2億5,500万円ほどの減額をいたすものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 一部私の認識不足というところもあったようですので、その辺は了解いたしました。それで、地方創生臨時交付金の関係につきましてですが、特にみかわ振興公社に対する5,000万円の活用について説明があったわけですが、今後の予防対策それから休業部分の負担ということが説明ありましたけれども、この施設に関しては三川町の場合、別途、施設の改修費等については予算を計上しているわけですし、これと二重の扱い方、また混在した使用、使途についてはいかなるものかと感ずるわけです。それを考えますと、5,000万円の全額交付というものは非常に不用額が生じるのではなかろうかと感ずるのですが、もしその不用額が生じた場合の対処方法についてご説明いただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 仮に全額支出しなかった場合、不用額が生まれて、いわゆる臨時交付金の額が減ってしまうというようなことが想定されるわけでありましてけれども、先程の説明で事業費に対して臨時交付金の充当金額は一般財源措置されている部分がかかなりありますので、仮に一部の事業の執行率が低かった場合であっても、他の事業でそういった交付金全体の中では交付額、限度額まで事業費を執行できるものと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 他の事業ということは、今後流用を図る場合、項を超える場合ですと補正予算の該当になるということからすれば、然るべき段階で補正予算もあり得るというような考えになるかと思いますが、その際、単に一般財源の充当更正をする、財源更正をするというだけにとどまらず、先程説明いただきました町民生活への支援ということについては3,300万円ほど計上なっているということでありましたが、県内の他の市町村から見ますと、いわゆる間接的な還元、臨時交付金の還元については三川町もいろいろ取り組んでいますけれども、直接的な還元というものはあまり見られないと感ずているところでありまして、もしこの不用額を流用する際には、ぜひとも町民に直接還元できるような事業を新たに設けるなど、適切かつ有効な活用をお願いしたいなど。これがいわば臨時交付金の交付に関しての国の方針というふうにも読み取れることですので、ぜひ有効活用をお願いしたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算4件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第46号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第8号）」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第46号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第47号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第47号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第48号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第48号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第49号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第49号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第9、請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願」」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出を求める請願」」についての趣旨について説明いたします。

昨年10月から消費税増税後の影響に追い打ちをかけるような新型コロナウイルス感染症の発生により、日本経済全体の低迷と国民生活の困窮が一層顕著になったところであり、こうした状況の打開策の一つとして、恒久的減税ではなく、経済情勢が好転するまでの間という時限立法による消費税の減税を求める意見書の提出をお願いするものであります。

議員諸兄のご理解とご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

- 議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、7日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

- 議長（小林茂吉議員） 次に、日程第10、請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

- 6番（芳賀修一議員） 請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」についての趣旨説明を行います。

基地問題は国の防衛、外交に関する国の専権事項ばかりではなく、憲法に保障された私たち国民の人権、自由、平等を実現し、騒音被害や環境汚染、米軍による犯罪から私たちの命と平和で安全な暮らしを守る大切な問題です。沖縄の人たちの苦難を分かち合い、沖縄県の米軍基地問題を国全体の問題として捉え、解決のため国民的議論を国に求める意見書の提出を求めます。

議員諸兄のご賛同を求め、趣旨説明といたします。

- 議長（小林茂吉議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

- 議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、7日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

- 議長（小林茂吉議員） 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承願います。

- 議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午後 0時11分）

- 議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 5時30分）

- 議長（小林茂吉議員） 日程第11、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

- | | |
|------------------|--|
| 1. 道路利用の安全確保について | <p>1. 通学路等として使われている歩道が、近年、舗装面の破損や雑草等の繁茂で利用者の安全が損なわれている状況が多く見受けられる。利用者の安全確保のため歩道等道路環境の維持をどう捉えているのか、また、その対応は。</p> <p>2. 冬の除雪作業では、通勤や通学の利便が確保されるよう除雪開始の時間や除雪対象路の設定など、地域住民から寄せられる要望等に対してどのように対応しているのか。</p> <p>3. 横山地区に進出する店舗の周辺道路は現在通学路になっているが、交通量の増加等に伴う交通リスクを減らす具体的な安全対策が必要と思うが、その対応は。</p> |
| 2. 教育環境について | <p>1. 現在、冬季間の通学の安全を確保するため、一定距離以上に居住する小学校低学年の児童に限ってバス通学が行われているが、対象地区の全児童にする考えは。</p> <p>2. 三川町は、3つの小学校と1つの中学校での学校教育体制の中で、これまでも小学校と中学校とが連携して教育的取り組みが行われており高く評価されていると感じているが、政府が示す小学校での教科担任制の導入について、小・中連携の視点で今後どのように捉え、またその対応は。</p> |

令和2年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、道路利用の安全確保についてであります。

通学路等として使われている歩道が、近年、舗装面の破損や雑草等の繁茂で利用者の安全が損なわれている状況が多く見受けられる。利用者の安全確保のため歩道等道路環境の維持をどう捉えているのか、また、その対応は。

冬の除雪作業では、通勤や通学の利便が確保されるよう除雪開始の時間や除雪対象路の設定など、地域住民から寄せられる要望等に対してどのように対応しているのか。

横山地区に進出する店舗の周辺道路は現在通学路になっているが、交通量の増加等に伴う交通リスクを減らす具体的な安全対策が必要と思うが、その対応は。

次に、教育環境についてであります。

現在、冬季間の通学の安全を確保するため、一定距離以上に居住する小学校低学年の児童に限ってバス通学が行われているが、対象地区の全児童にする考えは。

三川町は、三つの小学校と一つの中学校での学校教育体制の中で、これまでも小学校と中学校とが連携して教育的取り組みが行われており高く評価されていると感じているが、政府が示す小学校での教科担任制の導入について、小・中連携の視点で今後どのように捉え、またその対応は。

それぞれ伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の3点目の通学路の安全対策、及び質問事項2の教育環境に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の道路利用の安全確保について、1点目の歩道等道路環境の維持に関するご質問ですが、歩道は児童生徒の通行の安全を確保するための通学路として、また、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するための生活道路として大変重要なものと考えております。

町道の維持管理については、安全な交通の確保を図るため、年間を通じて道路パトロール等による道路損傷箇所の早期把握と迅速な補修に努めております。また、県道の維持管理については、特に歩道の草刈りや舗装の損傷箇所の修繕について、早急に対応していただくよう県に要望し、通行者の安全の確保に努めているところであります。

次に、2点目の除雪作業に関するご質問ですが、近年の住宅地開発や町有施設整備等により、除雪対象路線や対象施設が増加するとともに、除雪に対するニーズの多様化により、町民要望も増加している状況にあります。

そのような中、本町におきましては、除雪作業の開始時刻や対象路線の設定等については、除雪対策協議会や町内会長会議において出された意見・要望を出来る限り反映させるよう努力しているところであります。また、本年度は除雪機械を1台新たに購入するとともに、建設業者等の除雪機械の確保、除雪対象路線の見直し、除排雪作業方法の改善や、国道、及び県道の道路管理者との連携を行うことで除雪体制の充実を図り、通勤・通学等の交通の確保に努めているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の3点目、通学路における安全対策に関するご質問ですが、横山地区の当該通学路については、民間開発によるドラッグストアが建設され、店舗へ往来する車両により付近の交通量の増加が懸念されるところであります。そのようなことから、横山小学校と地元町内会、保護者、さらに教育委員会の4者で、その対応策について協議しているところであり、今後改めて交通安全指導を徹底するとともに、下校時のルートについては変更する方向で検討を進めているところであります。

質問事項2の教育環境について、1点目の冬期間のバス通学における対象児童に関するご質問ですが、通学の基本的な考え方といたしましては、児童のたくましい心身を養う観点から徒歩通学を基本としているところであります。しかしながら、通学距離が長い児童や町内会の地理的条件、気象条件を考慮し、また、1人下校となる児童の安全対策として、特定の児童につきましては、教育委員会で定めた運行方針によりバス通学を実施しております。

ご質問のように、冬期間のバス乗車対象者を拡大することにつきましては、乗車人数が大幅に増えることにより、運行車両や運転手の確保、どの程度の通学距離まで乗車すべきかなど、様々な課題があることから、現行の通学方針の変更は考えていないところであります。

次に、2点目の小学校における教科担任制の導入に関するご質問ですが、昨年末に国の中央教育審議会において義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方が取りまとめられ、公表されたところであります。その内容については、現在も文部科学省において検討されている状況にあり、具体的には、教員定数や教員養成、免許、採用など様々な課題が議論されております。町といたしましては、今後公表される文部科学省の方針に従って適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、通学路の歩道についてであります。私は今回の一般質問をするにあたって、10日前に通告を行っております。その間、この間の1日にも、児童が草に足をとられ転倒してけがをしております。その際、同じく下校した児童が絆創膏を多く持っていたので、それで手当をして帰りました。この児童がどうして絆創膏を多く持っていたかという、この児童も数日前に走って歩道で転んだために絆創膏を多く持っていたという現状があります。

この間、実際私が指摘している歩道を申し上げますと、主要地方道藤島由良線の歩道であります。現場を見れば草等が繁茂したりして歩くのにやっと一人分、縦に並んで歩くという現状であります。その現状を見ているのか、それらを県に要望、要望するにしても現状を町で見ているのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 主要地方道藤島由良線の横山、横内間における歩道上の草につきましては草の繁茂により、歩道の幅員が狭くなっていると、またそれは歩行しにくい状況だということについて、現場確認の上、県に早急に除草していただきたいという旨、複数回要望をしまして、当初はすぐに除草は困難であるという回答もいただいたところですが、その複数回の要望によりまして、来週除草するという約束で回答をいただいたところであります。

今年度の藤島由良線の歩道の除草等の状況ですが、県におきまして、5月27日に草刈りを行っておるところであります。当初は9月下旬に行なう旨の回答があったのですが、それにつきましては、現状を訴えながら早く対応していただくという旨の回答を得たところ

であります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この通学路の管理ですけれども、冬季間の場合、あの歩道は町で除雪しております。今要望を聞きますと、県が歩道の維持管理をしているということですが、この歩道の維持管理は、町は除雪だけを請け負っているのか、どういう県との絡みになっているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） この主要地方道の歩道の除雪につきましては、県が行っているということでありまして、その歩道の除雪について、県と情報交換しながら町道の除雪に関係のある場所については、町道の除雪に影響がないような形で行っているというところがあります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ではあの歩道を除雪しているあの小型のロータリー車は県のもので、ただオペレーターだけが三川町の人だという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） その県道の歩道除雪につきましては、県が発注して除雪を行っているということであるわけですが、その実際歩道除雪車を運転している方につきましては、その対応業者の方がオペレーターをお願いしているという状況になると思います。町の町民の方がそのオペレーターを担う場合もあるとは思いますが、それにつきましては、県から委託を受けた業者で対応するということになります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） それに絡んでであります、毎年除雪対策協議会において、町内会長等が委員になって、いろいろ地域の要望等を出しているわけですが、除雪作業が終わった春の点検において、住民よりいろいろ要望が出ております。

例えば、用水路の脇等、道路除雪で幅を確保するために、用水路の方に雪を押し幅を確保しているという意見もありますが、その場合、タイヤ等が残って、そのタイヤの跡がそのままになっているという田んぼの地権者等よりの意見も出ておりますが、そういう意見は対策協議会、あるいは春の点検で確認しているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 除雪を行った後、春になってから道路の路肩等に除雪車のタイヤ痕が残るというようなことで、春先そういった苦情を受けることがしばしばあるのは事実であります。それについてはその都度対応させていただいております。こちら建設環境課でも道路パトロールを行った際にそういう場所を見つけた場合は、こちらの方で隣接する地権者と相談しながら行っているというところでありまして、建設環境課でそこを把握していないという場所がありましたら、その地権者等からご指摘いただけるとありがたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続いて、横山地区に進出する店舗の関係で、通学路のことであります。四者会議を開いて対策ということで、当然朝の登校時、予測ではお店はオープンしていないと思ひまして、従来どおりの通学路にするということですが、下校時の通学路を変えるということですが、この状況をお聞かせ願ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 横山地区の通学路の関係で、ただいま質問者がおっしゃったように、新たにできます店舗は店舗側の方に確認しましたところ、朝9時から夜10時までの営業時間だというようなことを確認しております。そういったことから、朝については子どもたちの通学時間帯は店が開いていないということで、ある程度安全が確保できるだろうと。ただ、地元の方及びその保護者の方からは現地につきましては集落内への抜け道、またはその県道333号線への抜け道になっているというようなことで、店舗の敷地内を車が通り抜けすることも考えられるのではないかとというようなことも言われており、それについては、店舗側の方に朝開店するまではチェーン等で敷地内を車が通り抜けできないように対応していただくよう要望する方向で、4者で確認したところであり、店舗の現状を見ますと、チェーンがかけられるような出入り口になっているところまでは確認しております。

一方、帰りの部分であります。帰りの部分についてはやはり店の営業時間ですので、非常に車の出入りが多くなることが想定されておりますので、横山小学校の南側の門から手押し式の信号機を、横断歩道を渡り、近くのピアノ教室があるところから糸蔵楽側に曲がっていき、そして集落内を通って帰っていくという帰りのルートを4者で話し合ったところであります。地元の方々も保護者もこのルートであれば夕方それほど車両の通行がないということで安全が確保できるだろうということで、現在そのルートで進めているところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） その下校時のルート、分かりましたけれども、春から今の時期等になれば隣に大きい用水路があつて、安全面は確保していると思われまますので、その辺をもう一度、危険箇所がないか確認すべきと思ひますので提言したいと思ひます。

続いて、冬季間の通学路の安全確保であります。今一定距離のあるところは、低学年は登下校を町の車で登校下校を行っているわけですがけれども、先程言ったとおり同じ県道、主要地方道藤島由良線を見ますと、頻繁にロータリー車ではなく、通勤時間帯の足の速さの関係もあるかと思ひますが、グレーダー等で除雪しているわけですがけれども、それが隣の歩道に積み重なっているという現状であります。本当に主要地方道ですので、通勤等の車の安全確保をするために頻繁に除雪をしているわけですがけれども、この雪が歩道にあがる、この歩道の上を冬、西風に向かって登校しているという現状であります。当然、中学年、3年生以上ですけれども、そして三川町の現実を見ますと、この雪の深い中を踏み固めながら通学している脇を、中学生を乗せたバスが追い越していくという現状が今の三川町の現状であります。それをどう捉えているのかお考えを伺ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 冬季間の通学路について初めに除雪の部分の話もありました。こちらにつきましては先程建設環境課長が申し上げたように、県の方から除雪をしていただいているわけですが、その歩道の除雪をした後に車道の除雪をした雪が飛ばされているという状況について、私ども教育委員会ではそこまで把握していない状況でしたので、そういった状況があるとすれば建設環境課を通じ、改めて県の方にそういった状況にならないように要望はしていきたいというふうに思います。

また、バスの乗車につきましては、町ではバスの運行方針を定めた上で現在運行しております。この運行方針につきましても、これまで保護者及び地元町内会等からの要望もあり、何度か変更し、現在に至っているところであります。

先程も町長答弁の中で申し上げましたが、子どもたちの心身の健康を保持する目的から、徒歩通学を基本としているところであります。質問者のお話の中に、中学校の生徒が小学生の通学している脇をバスで通っていくというようなことでありましたが、こちらにつきましては、中学校のバスにつきましては保護者会が独自に運営しているというものであり、また中学生については通学距離も小学生よりは、現在お話されている横内地区の部分については倍以上の距離になるということもあり、その辺を考慮し保護者会が運営しているバス運行に対して町が助成しているという形でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今言われたとおり中学生は父兄がお金を出し合っているという状況でありますけれども、町は毎年1,000万円ほどの補助を出しての、中学生の冬季間のバス運行を行っているわけでありまして、やはりそれほどの補助を出しながらもその重要性を、冬季間の通学を鑑み行っているわけですので、何らかのやはり対策が必要ではないかと。

少子化の時代、遠距離であっても十何人の登校班で通学していると。この少子化の中に、子育ての町ということで大変すばらしいと思っておりますが、やはりもう一つ対策。鶴岡市でも昨日の夕方、小学生の女の子が知らない男性から腕を掴まれたという事案が出ております。やはりこのようにこの児童の安全を考えた場合、そういうバスでの登下校が、特に下校時は必要ではないかと思っておりますがどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいま不審者の件に関してご質問がありましたが、この不審者の問題につきましてはバスの通学距離云々に関係なく対策しなければならないものというふうには認識しており、こちらの面はまた別の対策が必要かなというふうに思います。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 最後に、教育長に伺いますけれども、三川町は語学の英語等で小中連携しており、国で考えている小学校5、6年の英語、理科、算数等を連携して行くと、先生への負担も少なくするという考えですが、それについて具体的な考えがあればお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） この教科担任制というのは小学校の場合、専門性を向上させる、それから、あとは授業数が多くなったのでその辺の先生方の働き方改革、あとは児童みんなを先生で面倒を見ようという心のケア、それからあと今言われた中学校と中1ギャップとありますので、教科担任制に早く慣れさせるといういろいろな背景があります。

中学校との連携も三川町でも考えようと思いつつも、中学校と時間帯が全然違ってくるんですよ。というわけで中学校の先生あるいは小学校の先生が行き来するというのはなかなか難しい。要はやはり文部科学省のいろいろな流れから、当然人手不足の中で、町単独では作られませんので、教科担任制であれば国の方でも考えているでしょうけれども、理科とか数学が得意な先生、それからやはり英語と、私としてみれば早くそういうふうな専門の先生を付けて、そして働き方改革にも繋がる教科担任制ですので、ぜひ実現してほしいなというふうに願っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

次に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 治水対策について

1. 毎年襲いかかる豪雨災害は町民に多くの損害と不安を与えています。本町でも7月の豪雨では床上浸水も出てしまいました。これまでのダムや堤防強化による、水を川の中に閉じ込める治水には限界が出てきているように思われます。

そこで、洪水時に水をあふれさせるエリアを設けたり、別の川に水を逃がし流域全体でバランスを取り合う流域治水という考えで対策を進めるべきと思いますが町の考えを伺います。

2. 洪水になったとしても被害を小さくできるように、洪水が予想される地域の建物は、2階以上で一時的に暮らせるような機能整備を推奨し町も応援していくべきと思いますが町の考えを伺います。

2. 農業政策について

1. コロナ禍で市場の流れが変わって来ていると感じます。この変わり目にいろいろなチャンスがあるのも経済の歴史から読み取れます。

農業も人工知能やI o Tといったデジタル技術を使い人手不足を補う等進歩しており、コメの販路開発においても専用アプリで個人農家と流通業者を直接結びつけるサービスが始まったようです。

町もこのようなチャンスを農家が逃さないよう積極的に情

報発信して農家を応援していくべきと思いますが町の考えを伺います。

令和2年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

まず初めに、治水対策について伺います。

毎年襲いかかる豪雨災害は町民に多くの損害と不安を与えています。本町でも7月の豪雨では床上浸水も出てしまいました。これまでのダムや堤防強化による、水を川の中に閉じ込める治水には限界が出てきているように思われます。

そこで、洪水時に水をあふれさせるエリアを設けたり、別の川に水を逃がし流域全体でバランスを取り合う流域治水という考えで対策を進めるべきと思いますが町の考えを伺います。

次に、洪水になったとしても被害を小さくできるように、洪水が予想される地域の建物は、2階以上で一時的に暮らせるような機能整備を推奨し町も応援していくべきと思いますが町の考えを伺います。

二つ目に、農業政策について伺います。

コロナ禍で市場の流れが変わって来ていると感じます。この変わり目にいろいろなチャンスがあるのも経済の歴史から読み取れます。

農業も人工知能やIoTといったデジタル技術を使い人手不足を補う等進歩しており、コメの販路開発においても専用アプリで個人農家と流通業者を直接結びつけるサービスが始まったようです。

町もこのようなチャンスを農家が逃さないよう積極的に情報発信して農家を応援していくべきと思いますが町の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野 昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の「治水対策」について、1点目の流域治水に関するご質問であります。現在、国が進めております「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」は、「令和元年東日本台風」における洪水被害を踏まえ、これまでの河川管理者等の取り組みだけではなく、流域に関わる国・都道府県・市町村・企業・住民等のあらゆる関係者が一体となって流域全体で取り組む、「流域治水」に転換するために、全国の1級水系で策定されるものであります。

本プロジェクトにおける対策事例については、水田等の雨水貯留、排水門の整備、排水機場の耐水化等、本町でも取り組んできた対策の他、多くの事例が示されているところでありますが、その取り組み方法等詳細については、国土交通省において、今年度中に策定するとされているところであります。本町といたしましては、策定されました内容に沿って近隣市町や関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の2階等上層階の機能整備に関するご質問であります。洪水時における人的被害を防ぐため、建物の上層階へ移動する、いわゆる垂直避難が有効な避難行動の一つとされております。

水害による被害が予想され、避難場所への移動が困難な場合においては、無理な避難は避け、建物の上層階へ緊急的に避難するものでありますが、すべての地域で有効となるものではなく、浸水深が3mを超える区域や家屋倒壊等氾濫想定区域においては、垂直避難は危険なため、早期の水平避難が必要とされているところであります。

また、垂直避難は、あくまでも緊急時の対応であり、一時的にでも生活できるような機能整備を図るためには建物自体の強度などが求められるところでありますが、現在そのような安全評価基準は想定されていないものと承知しており、現時点においては、垂直避難を前提とした建物の機能整備に対する支援は考えていないところであります。

質問事項2の農業政策についてご答弁申し上げます。米の販路開発における専用アプリの利用等に関するご質問であります。本町の農業は米づくりを中心に、園芸作物等を組み合わせた営農形態が主体になっておりますが、新型コロナウイルス感染症が農業所得にどのように影響するかについては、今後、時間が経過する中で明らかになってくるものと認識いたしているところであります。いずれにいたしましても農業所得の向上に向けた取り組みとして、情報発信は大変重要なことと考えているところであります。

本町における農産物の流通につきましては、町で生産される農産物の多くがJAによる系統出荷であることから、農産物のブランド化による高付加価値販売が図られるようにJAと連携して進める一方、生産者と流通業者、あるいは、生産者から消費者への直接販売も多く行われるようになってきております。このような中、本町におきましては、浦島小学校交流事業やふるさと応援寄附金に対する返礼品としての位置付けなど、町の農産物を全国に広く紹介、販売に繋げているところであり、今後とも多種多様な情報発信に努め、農家を支援してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） まず初めに流域治水の考えであります。国が今後進めていくということ、私も同じ考えでございました。国はその前から流域全体でやっていくんだよというふうに言っていたと、今町長答弁もありましたけれども、現在本町では流域治水に対してはこの団体またはこの地域にどのような形でやっているのか。

また、今現在はやっていないのですけれども、今どんな考えを持っているのか、現在の流域治水に対する現状をまずお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 現在の流域治水という考え方につきましては、国土交通省が今現在赤川水系の流域治水プロジェクトの素案として考えている内容がございます。その内容としましては、現在行っております赤川河道掘削とか、堤防整備、そういった内容での素案ということですが、そのことにつきまして町としても国土交通省に要望しているという状況でありまして、今年度これから国土交通省で策定する際につきましても町として積極的に関わっていききたいというところでございます。

なお、国土交通省所管の河川だけでなく、県管理河川もあるわけですが、その県管

理河川につきましても、やはり国土交通省管理の河川と一体となって進めていく必要があるというふうな認識でありますので、県とも連携しながらのプロジェクトへの参画というふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 国管理の河川ということでありましたけれども、今回私が質問に挙げました7月の豪雨では、残念ながら国管理ではなくて県管理の青龍寺川が越水したのために床上浸水が起きたというふうなことであります。この辺は流域治水ということで、青龍寺川、県管理の川については何ら対策はしていなかったということではよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 青龍寺川における治水につきましては、当然増水時において、国土交通省の移動式の水中ポンプを手配していただいている水の排水作業というようなこと、また、県においては青龍寺川において、今現在危機管理型の水位計を設置していただいていますし、監視カメラ等でインターネットを通じた情報発信をされているという状況であったということでもあります。それ以外でも青龍寺川において、県においても増水時の対応をされていたということでお聞きしております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 青龍寺川が今回氾濫されたということでもあります。その辺、次の次の質問にも少し被りますけれども、当時説明を受けると、14時に災害対策本部も立てられまして、対応を行ったということは聞いておりますけれども、青龍寺川の水位計は私が調べたところ、2ヵ所あるということでありました。

一つはだいぶ上の方にありまして、もう一つは青山の樋門のところにも水位観測所があって、それをリアルタイムで観測しているというふうな状況でありましたけれども、当時のことをやはり検証しないと今後に繋がらないという観点から、その当時の水位はどのように管理したのか、その辺の記録は残っているのか。前回議会への説明は、1ヵ所、上流の方では報告があったのですが、青山の樋門の水位は報告されていませんでした。青龍寺川は高坂です、だいぶ上流の方です。鶴岡の上流の方です。その水位は報告がありましたが、青山の水位はどのように管理していたのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 青龍寺川の水位の上昇の把握については、本町におきましては早い時間帯では高坂における水位計を常時監視していたところでございます。今言われた青山にある簡易型の水位計については橋からの距離を測るものでございまして、河川の水位を測るものとはまた違うわけですが、その部分に関しましては急激な上昇の把握についてなかなか見込みが付けづらくて、高坂等の水位等、それから他の河川等の水位等を同時並行しながら確認していたところでございます。そういったことで少し情報把握が遅くなってしまったという課題があったと認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） そうですね、高坂の場合は私が町からもらった資料だと13時に最

高になってそれからだんだん下がっているということで、三川町青山の最後の水位を検討するのに高坂はないと思います。やはりその辺は常時水門なりを簡易的であろうとも、橋の上からでも当然越えるか越えないかは橋の高さと堤防の高さを比較検討しておけば、紐付けしておけば当然越えるのかなということで推測はできるはずですので、この辺はもう少し管理の方はしっかりやっていくべきかというふうに思います。

そういう意味で、以前一般質問でもしましたけれども、本町で簡易型の水位計、橋からの水面までの音波で測るということでそんなでたらめではないのですが、それが割と安価に電波で情報発信するというのがあるというふうに聞いていますけれども、そういうふうな簡易水位計を町内に増やし、トータル的に町の今の現在の水位を管理し、危機管理に対応していくべきかというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） その辺については、特に上流部における河川の水位と、本町に到達するまでの時間差がありますので、できるだけそういった時間差がない位置で、なおかつ上流部におけるそういった水位計の設置を要望しているところでございまして、その辺については県の町村会を通じて要望させていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 上流部の水位を監視するのは当然上流が溢れてくればその1時間後、2時間後、下流に来るということで、避難を発令するには1時間前の上流部の水位を監視するというのは当然のことです。それはそれとして意義があると思いますが、やはり実際水が来たとき、現在の三川町の川の水位を隈なくリアルタイムで把握するべきかと思えます。

それで流域治水の方に移りたいと思いますけれども、今回、青龍寺川は残念なことに床上浸水になったわけでありましてけれども、この辺も同じ赤川の中で汲み上げてもなかなか水はなくなるというか、流域治水自体が川の中に水を閉じ込めるのではなく、やはり水を逃がす場所というものを使い、またはそういう場所というかそういうルートを使い、他の河川に水を流すというふうな考え方があります。青龍寺川、今回の場合、私もいろいろ調べたところ、2カ所、全体で3カ所の分水所がございました。一番近いのは青山の少し上の方の湯野沢分水所です。あそこを今回どうしたのか調べ切りませんでした。そこから水を用水路に流し込み、最終的には成田新田、またその途中に施設を設けないと落ちないようになっていますが、2カ所くらい落ちる場所が、作ろうと思えば作れるような状況でした。

そういうものを事前に準備しておき、今回大山川の方の排水路、三川町にあるのは3カ所、沖堰、尾花排水、それと成田新田、いずれもかなりの量の排水は行っていましたが、今いまずぐ緊迫して水が止まるというか、被害が出るほどではなく、少しは余裕があったように私は思っております。この辺、急にそういうものを流し込むとすれば、当然水田を使っている人、また周辺住民からいろいろ批判、非難、いろいろ来るわけでありましてけれども、ここは町長にご答弁願いたいというふうに思いますが、事前にそういう関係部署との連絡をしていただき、緊急避難時にはそこは開けさせてもらいますと、使わせてくださいというふ

うなことで、関係機関、関係部署との連絡とか、町が約束みたいなものを取り付けておくべきかと。実際、どこをどうする、事務的なものは行政の方でいいですけども、そういう行政同士の約束みたいなものは事前に、急ではだめなので、取り付けておくべき、それが流域治水に繋がるのかなというふうに思いますけれども、町長はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の災害においては、やはり全国的にも本流の河川に支流の河川が流れ込むというようなことでの増水ということによっての越水、溢水、氾濫というような状況でありました。今回の青龍寺川の排水樋門の閉鎖というあの段階においては、32年ぶりにあのような操作が行われたというようなことでありまして、今まで赤川の水位があれまで上がるというようなことは、今回の雨の降り方がやはりいつもの年の大雨の災害とはまた違ったという、一つの大きな要因がございました。

その中で、今までも庄内赤川土地改良区等に対しまして、用水路への一時的な流入ということについてご理解をお願いしますというようなことで対応をまいりました。これから、現在の東3号幹線用水路という、これらの用水路の水系というものに対してもやはりこの災害時、あるいは非常時という受けとめ方について理解してもらえれば、これからの分水というようなことでの、その災害の被害の回避には当然繋がるものと認識をいたしておりますので、関係機関等には強くその辺りを求めていきたいと、このように思っておりますし、幸いにも土地改良区にも理解を示していただけるというようなことでもありますので、十分町野議員の言われるような、一つの災害の予防対策ということで、本町内における直轄河川と県管理河川のその辺りの洪水対策については十分国、県等でも理解してもらえるものと認識をいたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 続きまして、洪水になった場合、2階以上である程度のもので、現在は垂直避難だけでなく水平避難もあるということで先程答弁いただきました。すべてにおいて必ずこれが最善の方法とは申しませんが、当然今現在2階のない家もあるわけでありまして、すべてではありませんけれども、危険と言われるのはやはり流速が速い場合は2階に避難しても水圧で家そのものが崩壊するということであります。

今回の青山につきましては、ただの溜り水でありますので、そんなに流速はないということでそういう場所は有効だったのかなと。今後は排水対策もそうありますが、こうなったら今いまやらなくてはならないということであれば、今の家に水が入ってきてもいいと、入ってきて被害を少なくするような、そういう対策も必要かなというふうに思います。考えていないということではなくて、これが100%、すべてにおいてこの方法がいいとは申しませんが、こういう方法もあるということは認識しているようでありまして、こういう2階での避難に対する町の推進する意味での補助なりいろいろなので推奨する分にはいいと思いますが、町当局の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） その垂直避難の有効性については、当然そういった緊急時の避

難先としては有効でありますので、そうした際に頑丈な建物であればそういった機能整備等が図られる場合のそういった支援等については今後本町だけではなくて、国あるいは県等で今後そういった支援等の制度等が検討されるものと思っておりますので、その際についてはまた本町においても当然活用してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 時間もないので手短かにいきます。次の農業対策について町も情報発信をしていくというふうなことでございました。私が今回紹介したようなもの以外にもいろいろあるようでありました。こういうチャンスは今後も農家に情報発信して、農家の収入アップに繋げるような農業政策に1歩でも近づけてもらいたいなということを言いまして、私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 6時30分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 6時45分)

先程、2番 志田徳久議員に対する当局の答弁に誤りがありましたので、訂正の答弁をお願いします。丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 先程の志田徳久議員の質問の答弁で、県管理の歩道の除雪につきましてですが、これにつきましては町が県より委託を受けまして、町有機械で除雪をしているということでもあります。これにつきましてお詫びして訂正させていただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 水害時における避難計画と避難所の開設・運営について | 1. 避難準備や避難指示の発令基準及び伝達方法について伺います。 |
| | 2. 避難所を開設する際の判断基準及びその運営管理者について伺います。 |
| | 3. 避難時に自主防災組織に望むこと、また町との連携体制について伺います。 |
| | 4. コロナ禍における避難計画及び避難所の運営について伺います。 |
| | 5. 避難所運営マニュアルやタイムラインを策定し、平時より災害に備えるべきと考えますが所見を伺います。 |

令和2年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

水害時における避難計画と避難所の開設・運営について。

避難準備や避難指示の発令基準及び伝達方法について伺います。

避難所を開設する際の判断基準及びその運営管理者について伺います。

避難時に自主防災組織に望むこと、また町との連携体制について伺います。

コロナ禍における避難計画及び避難所の運営について伺います。

避難所運営マニュアルやタイムラインを策定し、平時より災害に備えるべきと考えますが所見を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

水害時における避難計画と避難所の開設・運営について、1点目の避難準備等の発令基準等に関するご質問ですが、本町が定める「三川町地域防災計画」におきまして、町内において災害が発生する恐れがあると判断した場合に、「避難準備」や「避難勧告」等を発令することとしております。

また、その発令基準として、同計画において、「避難勧告等判断基準」を設けており、計数的な基準と具体的な兆候により判断するものであります。

伝達の方法としましては、防災行政無線のほか、エリアメール、県防災情報システムを通じたテレビ、ラジオ、インターネットポータルサイトへの自動発信、さらに、自主防災会長への電話連絡などを通じて、避難情報の迅速かつ確実な伝達に努めているところであります。

次に、2点目の避難所を開設する際の判断基準等に関するご質問ですが、本町の地域防災計画においては、避難所の開設は、住民に避難勧告等を発令した場合としており、また、その避難所の施設管理者と連携を図り、速やかに職員を派遣し、避難所運営が円滑となるような運営管理体制の確立に努めているところであります。

次に、3点目の避難時における自主防災組織等に関するご質問ですが、近年、突発的に発生するゲリラ豪雨や地震等による大規模災害が発生した際、被害を最小限に食い止めるためには、初期の災害対応が大変重要であると認識しております。そのためにも、自主防災会の果たす役割は、大変大きく、今般の大雨による避難誘導につきましても、関係する自主防災会の皆さまからご尽力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。

引き続き、自主防災会との連携を図り、平常時における防災知識の普及啓発や防災訓練を通じた災害に対する備えと、災害時における避難誘導や被災者の救出救助などの初期活動に対応できるよう、必要な支援に努めてまいります。

次に、4点目と5点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、県では避難所におけるガイドラインを作成しており、本町でもそのガイドラインに基づき、「三川町避難所開設マニュアル」をすでに策定しているところであります。

いわゆる3密状態を回避するとともに、避難所の衛生管理のための基本的な感染防止対策について盛り込んだ内容としており、本マニュアルに基づきながら、避難所の開設・運営を行い、避難者の安全確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、タイムラインの策定に関しましては、河川ごとに特性や状況が異なることを踏まえ、今般の大雨や過去の事例等も検証しながら、今後、タイムラインの策定を検討し、災害時における迅速な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 縷々説明いただきました。近年は5年に1度また10年に1度と言われる豪雨や台風が例年のように各地で起きております。本日も九州沖縄地方ではこれまでにない大型の台風10号の接近に伴い、特別警戒といったような、これまでになかったような警報が出されておりますし、今朝本町においては1時間当たり80mmといった強い雨が降りまして、私の近所におきまして側溝から溢れた雨水で道路冠水しておったり、ハウスへの浸水等確認されたところでもあります。このような状態は今後も続くものと見込まれまして、これまで災害が起らなかった地域でも警戒が必要かと思うところであります。

今年も全国各地におきまして、豪雨による災害が起きております。本町におきまして7月下旬には大雨によりまして2度目の避難勧告が出され、七十数名の方が避難されました。地域防災計画の改定や、洪水ハザードマップの策定など対策は進んでいるようですが、一部においては避難体制が行き届かなかったというような部分もあり、実質的な対策や計画には課題も見受けられるところです。今回、私の質問は災害対策について持論を述べるといったようなことではなく、台風シーズンを前に、一町民としてこの度のような災害に対し、どう行動すれば良いかを確認し、突発的な災害に対して、安全に対策できるよう見解を深めるために質問させていただきます。

それでは、初めに避難指示、避難勧告の発令基準についてお伺いします。先程も同僚議員の質問の中に河川の水位調査、水位計等の設置といったことがありました。具体的な兆候によりその発令基準を定めてあるというようなことであります。各河川の水位、または上流部を含めた降水量の基準といったものによって定められているのか、具体的な数字的なものによって定められているのかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 避難勧告等の判断基準につきましては、この地域防災計画の最後のページの方に資料として添付してございますけれども、その中に係数的な基準として水位一覧の例が記載されております。それについては赤川、大山川、藤島川、京田川、この4河川について、それぞれ上流部の観測所とそれからそれぞれの避難判断水位等のメートルでの基準が掲載されているところでございます。これらの数値、係数的な基準、それに合わせて避難勧告等においては、水位が氾濫危険水位に到達し、かつ水位予測において堤防高を越えることを予想される場合、それから異常な漏水等が発見された場合というような具体的な兆候についても触れているところでございまして、こういったことを過去の事例等も総合的

に判断しながら避難準備等の発令を行っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 大雨による河川の水位というものは刻一刻と変わるものかと思われます。先程、青龍寺川の水位計のお話がありました。高坂での正式な水位計、また青山では橋からの高さを測る、水位の高さを測るものだというものであります。また町内には3本の川が流れ、またその流域にはたくさんの方が生活している状況であります。そういったすべての部分において、その水位計でカバーできるのかどうか、どういったことで町内にある異状を把握しようとしているのか、そういったものももしあればお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 河川の水位が上がるということというのは、当然その前に降雨が予想されるわけございまして、降雨の状況については気象情報があらかじめ、当然気象庁等の情報で前日等、かなりそういった天気の前予測が示されておりますので、そういったことで降雨の状況等を事前に把握した上で、今言ったような水位計については状況に応じてその河川ごとに確認するとともに、それから特に上流部で降雨があった場合に、本町に大きな影響を与えるということで、平野部のみならずそういった山間部における降雨の状況等についても気象庁等のそういった雲の、降雨の状況等も常に見ながらそういった大きな判断に繋がっているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 河川水位及び上流部での降雨というもので判断するというようなことであります。やはり避難勧告発令のタイミングというものは非常に難しいものかと思えます。しかし空振りをおそれずに出すようなことが必要なのかなと思えます。東日本大震災での津波、また近年の大雨での逃げ遅れによる痛ましい事故が続いている中で、やはり躊躇なく避難準備、避難勧告、また高齢者への早めの避難準備等のそれが出されるように、明確な基準をまた作っていただいて、早めの発令をお願いしたいと思います。

その伝達方法についてであります。防災無線、またエリアメール、またホームページ等での周知というようなことであります。以前から大雨、豪雨のときの防災無線は何を言っているのか分からないといった声があったと思えます。また、近年の高気密住宅においては非常時の防災無線はもちろん、緊急時のサイレンすら一切聞こえないというような住宅環境にあるのだそうであります。携帯電話、またスマートフォンが普及してございまして、エリアメール等多くの方が利用しているということもあると思えますが、高齢者を中心にやはりインターネットには縁のない方々が多くおられるのも事実だと思えます。ある会合におきまして、エリアメールの話になりましたけれども、高齢者の方々からぜひ利用したいのだけれどもどういった登録をしたらいいのか分からない、どういった設定をしたらいいのか分からないといったような声が聞かれました。

スマホアプリでの三川町のアプリも今年から使われてございまして、非常に扱いやすいアプリだと思うのでありますが、登録者数は300名ほどと伺っているところであります。その話の中でも、広報等でもQRコード等表示して普及を促しているところでありますけれども、

高齢者の方々にはこのもごもごしたのは何だと、QRコードとは何ぞやというような声も聞こえます。ぜひポスターやチラシ等でエリアメール等、また町が発出している方法について広く普及拡大の措置をとっていただければと思います。

防災無線、聞こえづらい人ということで、今年度確か戸別受信機の取り付けの計画があったかと思います。近くの自治体では防災ラジオというようなものの普及に取り組んでいるということでありました。防災ラジオ、普段は普通のラジオとして使えるものでありますが、緊急放送またJアラートに合わせて、電源が切っている状態でも自動で電源が入る。またその放送内容をラジオが流すということで、家の中にいながら緊急放送をはっきりと聞き取ることができるといったものの普及に取り組んでいる自治体もあるわけでありましたが、こういった戸別受信機、また防災ラジオの設置普及について所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 戸別受信機、あるいは防災ラジオについての導入についての考え方でございますけれども、今質問があったように特に雨が強い日、強く降っているようなときには屋内にいた場合は聞こえづらいといったような声があります。そうした中でこういった戸別受信機等の効果は高いものがあると認識しております。ただ、この戸別受信機については日本でもその方式がいろいろ分かれておまして、その方式の選択によって、戸別受信機が簡単な受信ができる機械を選択することができるものと、高額な受信機でないと受信できないといったようなものがあるところでございます。

本町においてもそういった戸別受信機の検討を行いましたけれども、現段階で本町がもし戸別受信機を1台購入する場合、1台当たり5万円程度ということで伺っております。こういったことでなかなか普及するにしても現在の方式では難しいのではないかなと判断しているところでございます。今後方式等、新たに安価にそういった導入が図れるようなものが開発できれば、そういったものの導入についても改めてやはり検討していく必要がありますし、あるいはこういった戸別受信機によらず、さらにもっと良いそういった高齢者向けの周知のあり方についてもやはり検討していく必要があるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 無線、電波の違いでの個別受信機は難しい面があるというようなことでありました。やはり、メール等普及拡大、また、さらなる普及拡大をお願いしたいと思います。

避難所を開設する際の判断基準についてお伺いいたします。先程、町長の答弁にもありました、避難勧告を行った後に、避難場所を指定して避難所を開設するという流れだということでもあります。これについては様々なガイドラインがありまして、近年は自分の命は自分で守るというようなことで、自治体からの避難勧告が出る前であっても、自分で危険を感じたら避難をしてくださいというような指導が行われております。これは気象庁また政府のガイドライン等でもあるわけでありまして、これを見た方がいざ避難しようと思ったときにどこに避難をすれば良いか戸惑うだけかなと思います。

7月の1日だったかと思いますが、全戸配布されました、洪水のときはこうしなさい、こ

うしてくださいというようなチラシにも指定避難所として各小学校、中学校等が載っていたかと思います。また一時避難場所としてイオンの屋上駐車場、また庄内空港緑地帯というようなことがありました。しかし、二度の災害の避難勧告において、そういった場所は使われてはおらなかったかと思います。避難所、できるだけ近く、また安心して避難できる場所に設置するべきかと思いますが、改めてこの避難所の設置の基準についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） ただいまの質問は避難所の設置の基準、それから避難場所も含めてのご質問だったかと思いますが、基本的には避難所の基準については先程の町長の答弁にありまして、町内において災害が発生する恐れがあり、そういった避難行動を開始する必要があると認めた場合に発令する。同時にそういった避難所の設置も行なうこととしているものでございます。その避難場所の部分についてはハザードマップ等で示されております避難所が原則と認識しているところでございますが、今回、避難勧告を行った地域については、3町内会の一部、そういった限定した区域であったということで、避難者数もある程度、前回避難した際、平成30年であります、それも同じく夏の間の平日の日中でした。そうした際の避難等の状況を鑑みた場合、当時、一度押切小学校に避難してから、暑くてその後全員を福祉センターに移動したといったような経過もあったところでございます。今回、当初、そのようなことである程度3地区に限っての、そういった避難勧告で、避難する方もその人数等福祉センターで受け入れ可能だという判断をしたことから、その3地区に向けての避難については、福祉センターを避難所と今回はしたところでございます。

ただ、大規模災害それから一斉に避難するような場合は当然避難所を複数に設置する必要があるかと、それから今回感じましたのは自主避難される方がいらっしゃいました。福祉センターにおいても、3地区以外からもやはり少数ではありましたが自分で心配で来たという、避難勧告区域以外の方も若干名ですがいらっしゃいました。こういったことで自主避難される方向けのそういった施設についてもやはり今後考えて行く必要があるのかなと感じたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 町民の多くの方は避難所ということ、自分の地区の小学校、または中学校ということを知っているかと思いますが、ただいまもありました、自主避難者の避難先ということも、以前から課題となっていた部分だったかと思いますが、ぜひ経験を生かして今後の対応、対策、また住民への周知という部分で強く広めていただければと思うところであります。

次に、自主防災会との連絡体制についてお伺いしたいのですが、災害時には地域の防災の要として自主防災会があるかと思いますが、全町内会に組織されて、近年は活発化しているのかなと思うところであります。ただ、町と各自主防災会での双方向での連絡体制といったものが非常に重要かと思うところであります。災害時には自主的な避難所の開設、また、指

定避難所への集団的な避難、地域の被害状況や住民の被害状況など町との情報共有、町からの情報を住民に伝達するなど様々な活動が想定されます。実際に災害に直面してしまいますと、何をどのように行動すれば良いか冷静に判断できなくなってしまうことであろうかと思えます。災害時の各自主防災組織との連絡体制というものはそのようにお考えかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 災害時の自主防災組織との連絡体制ということでありましたけれども、例えば今回のような電話等の連絡がつくような場合については、あらかじめ年度初めにいわゆる自主防災会長イコール町内会長なわけがございますけれども、その方の自宅の電話に加えまして、個人の携帯をお持ちの方はすべて個人の携帯番号をお教えいただいております。そういったことで、直接町の情報のやりとりを図っている状況でございます。また、今回3地区に避難勧告を発するに当たりまして、職員を今回は土口公民館の方に職員を一人派遣しまして、常駐させ、地元とのそういった情報共有も図ったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり双方向での連絡、また情報共有といったものが非常に重要なのかなと思うところであります。各地の状況把握といった部分、避難以前の問題、先程は河川における水位計、また降雨の状況によって避難の必要性を推測するんだというようなことがありましたけれども、ぜひ各地の状況といったものを送ってもらったり、また、町のそのときの対応等、密に連絡をしていただければと思うところであります。

最後に、自主防災組織への指導についてお伺いします。各自主防災会、実情に合わせて様々な活動が行われているようでありまして。その活動は組織単位での活動となるために、その体制によって計画がまちまちのようでありまして。平成25年に町から示されました自主防災活動の手引といったものがあるわけでありまして、国から近年示されているガイドラインとは少し変更点の確認される部分もありました。地域の自主防災組織への活動支援を通して、地域の防災力を高めるとともに、災害に対する危機意識や支え合いの精神を醸成するべきと考えます。新型コロナウイルス感染症の対策で避難所運営要綱が改められ、運営には地域の協力も必要かと思われまして。行政が、町が積極的に自主防災組織へ避難所運営要綱や訓練を指導していただきたいというふうに考えますけれども、もう一度見解をお伺いして質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今ご発言があったとおり、自主防災組織については、特に災害が大きくなるほどそういった重要性が増すと思っております。従いまして今後とも自主防災組織の育成等につきましては、今行っておりますような防災訓練の支援等も含めて、あるいは自主防災組織のリーダー研修についても派遣するような助成制度も行っております。そのようなことで、今後ともそういった支援について行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- | | |
|--------------------------------|---|
| <p>1. 水害に対する対応と今後の地域防災について</p> | <p>1. 令和2年7月豪雨における水害は町内3地区すべてに及ぶものでした。全体の被害状況を確認するとともに、当時の対応を検証し今後の災害に備える必要があります。本町の災害対策本部での対応の詳細を伺います。</p> <p>2. 町民1人ひとりの今後の水害対策への活用と注意喚起の為にも、現在の洪水ハザードマップに今回の豪雨で越水、溢水及び浸水が発生した箇所を加筆するなど、アップデートし再配布すべきと考えます。所見を伺います。</p> <p>3. 災害時における自助・共助の輪を更に広げる為、町内会毎にその地域に根ざした地域防災計画を策定すべきと考えます。自主防災組織の現状とともに所見を伺います。</p> |
|--------------------------------|---|

令和2年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

水害に対する対応と今後の地域防災について。

令和2年7月豪雨における水害は町内3地区すべてに及ぶものでした。全体の被害状況を確認するとともに、当時の対応を検証し今後の災害に備える必要があります。本町の災害対策本部での対応の詳細を伺います。

町民一人ひとりの今後の水害対策への活用と注意喚起の為にも、現在の洪水ハザードマップに今回の豪雨で越水、溢水及び浸水が発生した箇所を加筆するなど、アップデートし再配布すべきと考えます。所見を伺います。

災害時における自助・共助の輪を更に広げる為、町内会毎にその地域に根ざした地域防災計画を策定すべきと考えます。自主防災組織の現状とともに所見を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

水害に対する対応と今後の地域防災について、1点目の令和2年7月豪雨における本町の対応状況に関するご質問ですが、大雨となった7月28日当日は、午前中から断続的に雨が降り続き、午後にかけてさらに降雨の状況が強くなり、各地区の排水機場を稼働するとともに、町内各所で道路冠水が発生し、現場対応にあたったところでもあります。

その後も、庄内南部を中心に山間部、さらには、平野部においても雨量が増え続け、河川の増水が見込まれたことから、水防団の招集、国土交通省の排水ポンプ車の出動要請を行うとともに、町災害対策本部を設置し、対応にあたったところでもあります。

特に、藤島川、京田川においては、上流部の観測地点で急激な水位上昇があり、本町流域内でも今後の水位の上昇により、災害の恐れがあると判断し、沿川流域の3町内会に、避難勧告を発令するとともに、避難所の開設を行ったところであります。

その後、青竜寺川においても、急激な増水があり、水防団による排水作業は行われていたものの、青山箴元地区において床上、床下浸水の被害が発生してしまったものであります。

今後、増水時における赤川及び青竜寺川における情報連携のあり方や対応について、課題を整理し検討していく必要があると捉えているところであります。

次に、2点目の洪水ハザードマップに関するご質問であります。この洪水ハザードマップは、赤川等の洪水浸水想定区域、及び浸水した場合に想定される水深を表示したものであり、内水氾濫は含まないものとなっているところであります。

しかし、町内の危険箇所として、広く町民にお知らせしていく必要があることから、今後、ハザードマップの更新や見直しを行っていく中で、表示の方法等について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の町内会ごとの地域防災計画の策定に関するご質問であります。本町においては、すべての町内会において自主防災会が組織されており、また、多くの自主防災会で自主防災訓練に取り組んでいただいているところであり、防災意識は非常に高まっているものと感じているところであります。

「自助」「共助」による地域防災の重要性が増す中、地域住民の方々が防災について一緒に考え、対策をとっておくことで地域全体の防災力も高まり、地域の絆も深まることが期待されることから、自主防災会ごとに策定しております防災計画につきましても、随時その内容について点検を行っていただくなど、自主防災会との連携を図りながら、災害時における防災力の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまからは町長答弁の中で災害対策本部での対応の詳細をお伺いしたいと通告していたわけですが、答弁の中においては災害対策本部を立ち上げるに至る詳細であったり、その後の行動を大雑把には説明していただきましたが、求めるものは詳細をお伺いしたいということで通告しておりました。ですので、少し当時の詳細について踏み込んでお伺いしたいというふうに思います。こちらの方にいただいている資料によりますと、災害対策本部、7月28日の午後2時30分設置ということであります。そこから避難勧告を発令しているわけでありますけれども、まずは一番問題として捉えられなければならないというところが、災害対策本部事務局というものが災害対策本部の中に設置しております。それは統括局、情報局、対策局ということで、分断されて、分掌事務されているわけでありますけれども、そちらの方、当日の情報共有をどのようにされていたのかの詳細説明をお伺いしたいと思います。

また、対策本部を設置するとなりますと、職員に対して第3次配備になるというふうに認識しております。全職員が対象になるというふうに、三川町の地域防災計画の中には載せて

あります。ですので、全職員の行動を検証されているのかどうか、その辺をまずは1点お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 対策本部の初動段階でのそういった行動の部分でございますが、この対策本部を設置したと同時に、すでに庄内各所でそういった道路冠水等の情報がありまして、現場に対応する主には建設環境課、それから産業振興課の職員はそちらの方の対応にすでに当たっていたところでございます。それから、この対策本部と同時に避難所の設営、開設、それにつきましてもすでにそういった準備にあたる必要があるということで、教育委員会を中心としたそういった避難所の設営に向かわせたところでございます。この時点ではそういった藤島川流域に関しての避難所、それからゲリラ的な豪雨による町内等の低地の道路等への浸水の現場対応ということでありましたので、その他全職員と申しますと、例えば町民課でありますとか健康福祉課の職員については、健康福祉課からは保健師の方が避難所のそういった対応で応援体制を組んだところでございますし、その時点においての必要な部署への配置等指示も行ったところでございます。

ただ、反省点といたしましては、その後被害が拡大と申しますか、避難所の避難者数が増えていったような状況がありましたので、教育委員会部局を中心とした避難所との体制については内部の方でも課題の一つとして捉えたところでございます。

それから、その他部署についても役割分担に応じてそれぞれ、例えば企画調整部であれば情報発信、ホームページ等のそういった情報発信、情報収集、そういった部分で役割分担の中で行動しておりましたし、特に当日は教育委員会、避難所設営の指示を行ったところでございますが、同時に小学校の下校、早退の判断がありましたので、そちらの送迎の方にも職員がとられてしまったといったことがありました。それについては教育委員会だけでなく、総務課職員も応援に回って学校の早退等への対応にも同時にあたったところでございます。

そういったことで緊急時、それぞれ職員が必要なところに柔軟に対応したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今の答弁でありますと、それぞれが柔軟に対応したということであって、私も当日町内を見回してみますと、確かにそれぞれの課がそれぞれで職務をこなしているというような印象を受けました。建設環境課であったり産業振興課であったりというところが必ず見て回って、見回りをしているという状況が見受けられたのですが、その情報が災害対策本部の中で共有されていたのかどうか。各々の部署が各々の情報整理に努め、全体の本部機能としての情報共有をされていたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

こちらの計画書の中にあります、本部長は当然町長でありますけれども、副本部長におかれましては副町長と教育長というところが位置づけされております。この副本部長の役割としては、情報を常に掌握しているということが役割分担として載っております。当日、各課における状況把握を、本部の中で共有していたのか、また副本部長である副町長、掌握して

いたのかどうかこちらの説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先程の建設環境課なり、産業振興課等の情報が共有されていたのかといった部分でありますけれども、これについては随時現場から電話等でこちらの方に、こちらというのは総務課ですけれども、そういった情報があつて、それを記録し、それからホワイトボード、これは全職員が見られるような、事務室内にホワイトボードを配置し、どこで今浸水していると、どこで対応にあたっているといったようなことをホワイトボードに随時記載していたところでございます。そういったことで、必要な情報については掌握しながら、なおそういった情報について、必要な情報についてはそれぞれ副本部長等にもお伝えしていた経過がございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程の答弁においては避難所に関しても言及されておりました。情報把握する中で、避難所開設においても教育委員会の方で尽力したという説明でありましたけれども、こちら、避難所の開設運営についても情報局での対応ということになっております。具体的には企画課、町民課、教育委員会というところが情報局に割り当てになっているようでありますが、こちらの開設運営については、言及されていないように思われます。避難所の供与という記述はあるのですが、運営までは至っていないということでありました。当日の避難所運営、どの課が何人ぐらいで運営していたのか、その辺の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先程お話した中で、避難所の開設については教育委員会に指示を出したところでございまして、ただ職員が限られていたものですから、企画調整課の職員もそちらの方に応援に回ったところでございますし、それから、新型コロナウイルス対策等の関係もあつて、保健師を派遣してもらうということで、健康福祉課からも数名対応にあつて、避難所については3課が一緒に設営とそれから運営についても職員が基本的にはずっとそこに残って、随時受付等それからお世話等行っておりましたのでそういった運営についてもその3課の職員を中心に行っていたところでございます。

随時避難者の数等で変動はありましたけれども、最大で8名ほどの体制であったかと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 一つの避難所を運営するのに最大で8名の職員で運営したという捉え方をしております。やはり今回の災害においては3地区すべてに被害が及ぶということで、本来は避難所3カ所に設置しなければならないと思えます。1カ所8名、3カ所を運営するとなると24名の職員が本来であれば最大で必要になってくるものではなかったかと思えますが、やはり今回この三川町の地域防災計画であったり、災害対策本部、やはりまた課題が露呈したのではないかと。今回の災害で教訓とするべきことが多くあったものだというふうに思えます。

やはり中でも多くは町民が問い合わせをしてもなかなか対応ができないと、担当者がいないであったり、返答が来ないというようなことであって、せっかく自主防災組織があってもそれと上手く連携できないような対応ではなかったのかなと、やはり3地区すべてに及ぶと今回の計画どおりには、本部対策を講じることができなかったのではないかなと思います。それを踏まえて地域防災計画を今後見直す必要があるというふうに思いますけれども、避難所の話で、福祉センターを避難所にされたということでありますけれども、町のホームページ上で7月20日にリリースされております避難所指定ということで町民に配られている洪水のハザードマップには福祉センターが指定されておられません、ホームページ上ではリリースされているということであります。この地域防災計画の中を見ますと、福祉センターは洪水時の避難所としては不適合という判断をされているようであります、にも関わらず避難所にしたということで、こちらの理由を一度教えていただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず今の質問の前にありました初動体制の部分につきましては内部会議でもやはり課題ということで、災害対応へ集中する体制を確保する必要があるということで内部の方でもそういった認識でいるところでございます。

それから、避難所の選定にあたって福祉センターとした理由でございますけれども、先程の質問事項の中でも今回の避難勧告を発令した区域、その午後3時半の時点でございまして、その当時においてはやはり藤島川、京田川等の増水が特に危険であると判断して、この3地区、3町内会に避難勧告を発令したものでございます。福祉センターについては藤島川、京田川の影響はないということから、3時半の時点では福祉センターを避難所と選定したものであり、またその選定した大きな理由は先程も説明申し上げましたが、2年前にやはり一度平日の日中に避難勧告を行って、避難の実績があり、小学校から一度移動して福祉センターに行っていたといった経過がありましたので、特に今回3地区の自主防災組織においても高齢者世帯を先に避難の呼びかけを行なうといった情報がありましたので、避難後にやはり高齢者が比較的過ごしやすい環境が図られる福祉センターを避難所として今回は避難勧告を発令したものであります。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 当日の行動について最後に一つだけお伺いしたいと思います。青龍寺川の樋門を閉鎖したのが午後4時55分ということで、排水ポンプ車を稼働したのが午後6時25分、その間約1時間30分あるわけでありまして。その間対策本部としてこういった兆候が見られているわけですので、溢水の可能性はやはり本部としては持っていたのではないかなというふうに思います。そこで配備された消防の水防団だけでは到底太刀打ちできないような水量が溢水していたと思われまして。対策本部としてどのように今回の事案を検証しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 青龍寺川については情報収集がなかなかできなかった状況であり、また地元から連絡をいただいた時点でもすでに低地の浸水等が始まっていた状況で

あったかと思っっているところでございます。

避難準備、あるいは避難勧告の発令についてはやはり事前の発令が原則であると認識しておりますので、今後そういった情報収集のあり方、そういったものについてはこれから関係機関との連携調整会議もあるわけでございますが、そうした中で今後対応について関係機関とも協議しまして今後の対応に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今回、地域防災計画の脆さが露呈したということだと思いますので、再度検討すべきというふうに思います。

それでは洪水ハザードマップの再配布ということをするべきということでもありますけれども、まず初めに今回7月の末の豪雨による溢水であったり越水、または漏水等の可能性がある箇所、町としては把握しているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回3地区と言われておりますけれども、特に横山での浸水箇所、それから押切下町での浸水箇所については、これまでも度々大雨のたびにそういった水害による防災活動が行われてきた地域であると認識しております。そういった情報についてはそれぞれ道路等の警戒で、最初に雨が強く降った場合、重点的にすぐに警戒に入ったり、そういったことで従来行われてきたところであります。そうしたことでマップ等に、全体的に示したものであるのはこのハザードマップにはないところでありますけれども、それぞれそういった大雨のときにどういった箇所が浸水するといったものは把握しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それぞれの地区で把握しているというようなことであれば、今後地域の防災計画等もし策定できるのであれば、その情報をそこに加筆するなり加えた危険箇所を町民が分かりやすいようなハザードマップにしていただければというふうに思います。このハザードマップにもありますけれども、ほとんど水色ということで、全町的に浸水区域になっているというふうになっております。

避難所だけでは限界があるのではないかなと、今回の豪雨において気付かされたのではないかなと思いますけれども、やはり日頃から、先程同僚議員もおっしゃいましたが、垂直避難ということを視野に入れて、住民から協力を得る避難体制、いわゆる住民を巻き込んだ垂直避難、具体的には近所であったり親戚、友人宅への避難、近隣同士での声掛け等の対策が必要になってくるのではないかなと思います。そういった地域での垂直避難についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） このハザードマップで示されているとおり、本町全域がこういった浸水区域であることから、避難先については今言われたとおり一時避難先として、そういった垂直避難についても有効な方法であると考えております。また、先程も触れられておりましたが、7月1日の全戸配布におきましても避難所以外に一時避難所として、イオン

三川の屋上でありますとか、庄内空港の緑地公園などもお知らせしております。今後自分がそうしたときに、自分が災害にあわないためにどうすればよいかということでの選択肢の中に垂直避難といったものもやはり今後周知していく必要があるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは3番目の地域に根ざした防災計画の策定ということで、町長にお伺いしたいところであるんですけども、今回の経験を経て、やはり自主防災組織としっかり連動しなければならないのではないかなと思います。職員のマンパワーだけでは足りないのではないかなと今回思いました。情報収集、共有含め、職員だけではなかなか全町に及ぶ被害というものを収集把握することはできていないのかなというふうに思います。やはり消防等に丸投げするのではなく、自主防災組織と連結し、自助共助を最大限発揮できるように災害に対応しなければならないと。

そのためにもやはり公助としての職員が日頃から地域と密な関係を作るのが必要ではないかなというふうに思います。以前、担当職員制度のようなものがあったということでもありますけれども、今回もしそういうふうに職員と密に連絡がとれるような体制であれば、対策本部においても情報共有、職員を通してどんどん上がってきたのではないかなと。自主防災組織が職員を通して活動できたのではないかなというふうに思います。そういった担当の職員を作るということにおいて、町長、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の水害においてはいろいろな課題、また教訓というものを経験いたしたところであります。その中においては先程の質問の中にも答弁申し上げましたように、やはり自助共助、この地域防災計画と町内会の自主防災会、どのような連携を図るかということがいかに重要であるかということを改めて認識いたしたところでありますので、先程来申し上げておりますとおり、自主防災会とのこれからの防災力向上のための様々なそれぞれの役割分担というものを果たすべきだと、このように認識いたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 6時45分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 8時00分)

次に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員）

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 熱中症対策としてのエアコン設置支援策について | 1. 熱中症による死亡事例が多発傾向にあることから、特に高齢者世帯へのエアコン設置支援策を講ずるべきと考えられますので、所見を伺います。 |
| | 2. 冬季間の灯油購入費助成事業同様、夏季におけるエアコン電気代の助成金制度も必要と考えられますので、所見を伺い |

ます。

2. 三川町公民館ホールの有効活用について

1. 7月28日の豪雨時における避難場所として社会福祉センターが指定されたことから、これまで同様、三川町公民館との一体的活用により、より一層機能が充実した避難施設になるものと考えられます。

従って、現在閉鎖されている公民館ホールに所要の工事を施工し有効活用すべきと考えられますので、所見を伺います。

令和2年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、熱中症対策としてのエアコン設置支援策についてであります。熱中症による死亡事例が多発傾向にあることから、特に高齢者世帯へのエアコン設置支援策を講ずるべきと考えられますので、所見を伺います。

また、先程議決されました一般会計補正予算にもありました、冬季間の灯油購入費助成事業同様、夏季におけるエアコン電気代の助成金制度も必要と考えられますので、所見を伺います。

次に、三川町公民館ホールの有効活用についてであります。

7月28日の豪雨時における避難場所として社会福祉センターが指定されたことから、これまで同様、三川町公民館との一体的活用により、より一層機能が充実した避難施設になるものと考えられます。

従って、現在閉鎖されている公民館ホールに所要の工事を施工し有効活用すべきと考えられますので、所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の熱中症対策に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

近年、地球温暖化などの気候変動の影響もあり、熱中症による救急搬送や死亡者数は増加しており、社会全体で大きな課題となっているところであります。本年度も8月に入ってから猛烈な暑さが続いているところでありますが、さらに新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、日常的なマスク着用などの「新しい生活様式」の実践が求められていることから、熱中症のリスクが一層高まるという状況になっているところであります。

そのような中、高齢者については、加齢による体温調整機能の低下や、体内で保有できる水分の量の減少などにより、一般成人に比べ熱中症や脱水症を起こしやすくなっております。ここ数年の熱中症による救急搬送人員を見ますと、その約半数が高齢者となっていることなどから、町としても熱中症予防の周知を図るとともに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を民生委員が個別に訪問し、熱中症の予防や対処方法についてのチラシを配布するなど、日頃の

見守りとともに高齢者の熱中症に対する注意喚起に努めているところであります。

ご質問にありました、エアコン等冷房機器の設置支援策については、熱中症予防のためには効果的な手段であることは認識いたしているところでありますが、エアコン設置補助金の創設や電気料金の助成については、冬期間の灯油購入費助成事業と同様に、県の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の、三川町公民館として使用しております農村環境改善センター多目的ホールの有効活用に関するご質問であります。多目的ホールについては、過去の耐震診断により、構造上の耐震強度の基準を満たしていないことが判明していることから、同様の機能を有する子育て交流施設テオトルが完成した7月以降は、安全性の面から一般の方々への貸し出しは行っていないところであります。

このようなことから、町といたしましては、このホールを多くの方が利用できる施設に改修することは考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 今回私から一般質問させていただく内容としましては、いわゆる制度的なことについての疑問点を挙げたわけではございません。二つとも政策的に実施するかしないかというような観点での質問でありますので、答弁につきましては町長からお願いしたいところであります。

今の答弁では一方では県の動向等を注視してまいるという話、二つ目の公民館多目的ホールについて改修は考えていないということでありましたが、若干現状等を報告させていただきながらもしより良い方針等を打ち出しご回答いただければということで2回目以降の質問をさせていただきます。実は、エアコンの設置支援策につきまして、今回8月25日の通告期限に合わせて一般質問に挙げさせていただいたところですが、非常に私個人としては深く反省しております。といいますのは、よもや対象にはならないと思っておりました新型コロナウイルス対策に伴う地方創生臨時交付金の対象に十分なりえますよというようなことを県当局から確認したところでありまして、であるならばなぜ6月の定例会の際に質問しなかったのかというところを非常に後悔しているところです。そういったある程度財源の見通しがつく、先程の補正予算の際にこの地方創生臨時交付金につきましてのこれからの動向ということで、確認の意味で質問をさせていただいたのですが、若干なりとも不用額が発生する可能性があるということからすると、ぜひとも町民の方々に直接還元できるこういったエアコン設置の支援策に流用していただけないものかなというところが一つございます。

併せて、これを強く訴えるという状況につきましては、今年の夏県内で3名の尊い命が熱中症で失われた、うち1名は遊佐町の方でした。決して他人事ではない。8月以降東京都内での熱中症死亡の報道は数多く耳にしたところでして、エアコンの常時稼働を呼びかける報道も幾度となくあったわけです。すでに東京都の駒井市では今年の6月からエアコン設置に対して5万円の補助が開始になっていました。合わせて群馬県の大泉町では3万円ということで、内心三川町が全国でも初めてかなというふうに思っていたんですが、すでに実施され

ているところもあって、ぜひエアコンの設置についての支援策ということを考えていただければと思います。

合わせてこれまで灯油等についての、寒さ対策としての灯油購入助成もあったわけですが、昨今は暖冬傾向、先程除雪対策についての質問があった中で、少しはばかるところがありますけれども、暖冬傾向でなおかつ猛暑が続いているということからしますと、灯油以上にエアコンの電気代の補助金、助成金が必要なのではなかろうかということも感じております。ちなみに、夜間8時間つけっぱなしにしますと、1ヵ月で4,000円弱、3,600円ほどの電気代がかかりますよと、それをベースに1日24時間つけっぱなしで1ヵ月ですと、1万2,000円ほどの電気代がかかるというようなことからすると、ちょうど灯油助成金とほぼ同じレベルというようなこともありますので、何とか前向きに取り組んでいただけないだろうかということがございまして、改めて町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程答弁したとおりであります。やはり鈴木議員は行政という立場ということについては十分認識した上での質問かと思えます。これはやはり今町内における高齢者の生活実態ということからすれば、今回のような新型コロナウイルス、あるいは熱中症予防ということに対して、高齢者福祉、あるいは中には障害を持たれている方々もおられると思います。そういった方々の生活支援ということを行いながら、その中で今回あるような熱中症予防対策のためのエアコン設置ということに関しまして、やはりどういう対象にするか、そしてそれらに対する支援のあり方をどうするのかといった部分についてはやはりいろいろと検討をする必要があるのではないかと、このように思うところであります。

確かに、一面においてはそういう方々に支援することによって、リスクが軽減されるということは、これは事実であります。しかしながら、行政が行なう支援策というものが、ある面においては公平性、そのようなものがやはり相対的な判断というものもこれはしていかなければならないということになるわけでありまして。そのようなことから、福祉施策の場合においてはとりわけ、国、県ということが様々な対策を講じているわけでありまして、その点についても十分質問の趣旨は理解しつつも、やはり検討していかなければいけないことであるというふうに考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。ぜひ県当局との調整も十分図っていただいて何とか前向きな対応をお願いしたいところであります。現に私のところに高齢者の方から電話がありまして、国民年金だけではとてもエアコンの設置はままならないんだと、それで町当局にエアコン設置の補助金はないものか問い合わせの電話をしたところだというような連絡もいただいている、そういった実態があるということをご認識いただければと思います。

それでは二つ目の公民館ホールの有効活用についてということですが、これについても先程町長から私の元の立場というようなことでのお話がありまして、十分この施設の活用、今後の対応というようなことについての計画を認識しつつも改めて質問させていただ

くということについては、まずは先程来複数の質問が同僚議員より出ております、7月28日の大雨の際にはこれまでの既成概念を超えた判断ということで真っ先に社会福祉センターが避難場所に指定された、避難勧告が出たということについては私個人としては非常に評価をしているところでございます。

つまりは、都市計画でいうところのコンパクトシティ構想的な行政機関の集積している場所に避難していただくということが非常に行政としての対応しかり、避難されている方のその後の生活を維持するという観点でも、避難所においての生活維持という観点でも非常に効果的なわけですし、そういうふうに考えますと、今回80名近く福祉センターに避難されたということですが、ソーシャルディスタンスを考えますと、福祉センターのあのスペースではまかないきれなかったはずなんです。これ、新型コロナウイルスの状況がいつまで続くか分からない中で、ソーシャルディスタンスを確保しながら避難所をきちんと設営、運営するということになりますと、公民館の多目的ホールも必然的に必要になってくるということで、これまでの非常に利便性のある福祉センターとの一体的な活用について利便性があるということで評価を受けている施設でもありますので、何とか再利用を考えていただけないのか、これは一つ避難所としての考え方でございますので、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 三川町の指定避難所としての活用ができないのかといったようなご質問でありましたけれども、この地域防災計画においてもそういった耐震性に問題があることから、平成30年度に策定した地域防災計画におきましては、その指定にはなっていないところでございます。その代わりに完成しましたテオトルにつきましては、本年7月20日付で県の方にも報告しまして、新たに避難施設として位置付けたところでございます。

これから新たに耐震性の部分を改良して、そういった住民の方に使わせるといったことはなかなか今まで行ってきた行財政改革の面からも非常に難しいものがあると判断しておりますし、さらに今回新たにテオトルを避難所として指定しましたので、今後はそのテオトルについて周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） なるほど、テオトルが避難所に指定ということであれば、それなりのテオトルの存在意義というものも考えなければならないということも十分分かるのですが、ただ公民館、福祉センターの今現在備わっている機能という部分では両方とも調理施設があるというようなことでは非常に避難所としての有効度が高いものというふうに認識されます。

その一方でこの質問をさせていただくことを通告した後に、いろいろと公民館のホールを再利用、なぜ貸してくれないんだろうというような問い合わせが複数寄せられておりました、それがどういう理由かと申しますと、まずは田田の宿の研修センターでこれまで集まっていたものが、ソーシャルディスタンスの関係であれでは手狭だということで、どこかないかというふうなことで探していくと、公民館多目的ホールはだめということでテオト

ルを借りる。これから先は行政の関係になりますけれども、これまで福祉センターで実施されていた介護保険事業、町からの委託事業に関して福祉センターの子ども広場で行われていたものがやはりソーシャルディスタンスの関係で、公民館ホールであれば十分確保できるんですが、それを使用できないということから、テオトルまで移動して行っていると、これは毎月1日号で周知なってきます、広報お知らせ版の裏面のスケジュール表を見ますと、テオトルと福祉センターが交互に出るような状況を招いているという実態がございます。この他にも健康福祉課所管の健康増進事業や介護予防事業もこれまで公民館ホールで実施できたものがテオトルまで職員が移動して行っているというところがございます。

さらには、私も参加させていただいている菜の花大学が、6月までは公民館ホールで午前中講習講義を受ける、昼からは各クラブ活動で公民館もしくは福祉センターに分散して活動していたものが、7月以降はわざわざテオトルに集合した上で、昼からはそこから町有バスで公民館に移動してきてクラブ活動を展開しているという。先程町有バスの運行、運転手の確保が大変だという答弁がどこかの質問であったようですけれども、そういった非常に無駄なコストが生ずるような状態になっている。これは公民館ホールをこれまで耐震補強が確かなにない中でも、通常の使用であればアスベスト対策も問題なしということで貸してくれていたものが貸せなくなった、貸し出ししなくなった。町民の皆さんからしますと、一般的な視点になりますけれども今まで貸してくれたものが急に貸してくれなくなったということに関しては非常に不満を感じるといような意見も寄せられているところがございます。

そういった民意を、町民の方々の気持ち、民意を汲み取るということがまさに施策なわけですけれども、政策なわけですが、そういった観点でテオトルのホールと公民館の多目的ホールの役割を仕分けするというような形で、主たる集合場所としてはテオトルのホールにする、そして公民館多目的ホールについてはそのリザーブというような形で予備のための貸し出しというようなことで、これは耐震補強工事ができるまでの間、十分可能ではなかろうかというふうに感じるんですが、こういった政策の展開についてはいかがでしょうか、町長から伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 三川町公民館のホールの利用についてはこれも経緯がありました。やはりアスベストの除去も含めた耐震対策をしようというようなことで当時積算をしたところ、約5億円かかるという、そういうような試算がありました。そういうことからやはり新たな施設ということの必要性からテオトルの事業に着手をしたという経緯がございました。そうしますとやはり町民の利用に供するということからすれば、やはりそれなりの対応をしていかなければならないということになるわけでありませう。

鈴木議員の言われるように、ある施設であれば有効活用すべきということは理解できます。しかしながら今までの経緯の中で、あのホールがやはりそれだけのさらに耐震対策を講ずることに対して、やはりその部分では将来的な町の財政状況、そういったこともやはり考慮していかないと、あるものを使うというのは、これは本来の姿ではあるわけですが。それなりの施設の利用目的、それに沿った形での利用ということもやはり検討せざるを得ないと

ということが今の状況であると思うところでありますので、その点についてのやはりそれなりの利用に供するということから、それなりの対応、対策を講じなければならないということでご理解をいただきたいと思ひますし、そういう部分の財源的なその確保策、そういったものが、やはり今までも国に対しては災害時に当然今の新たな生活様式における3密を避けるというようなことからすると、施設の拡大と、今まで使用していなかった施設を、そのような避難所としての設置に関しての国が支援をするような方向性が一時示されましたが、今回の地方創生の臨時交付金の対象からは残念ながら外されているというようなこともあるわけでありますので、その点についての今後の国等の推移も見ながら検討の時期があれば検討するというこゝも、これは当然考えていく必要があるんだなというふうには思っているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をお願いしたいところではありますが、ちなみに参考までですが、先程改修費5億円ほどかかる見込みだったというお話でしたけれども、確か平成28年当時、実際のことを言えば公民館の改修計画というようなことはもっと前から出ていた話ですが、平成27年、28年頃の当時の数字では調査設計が710万円ほど、実施設計が1,660万円、そして工事費が3億4,500万円ほどの合計で3,700万弱ということでの試算が出されておりました、当時の資料を持っておりましたので確認しておったところですが、当時は東京オリンピックが目の前だというようなことで、工事費の単価についても非常に増高していたというところがございます。その後耐震補強工事についてもいろいろと技術改新があり、改革があり、ということもあって、もう少し安い経費でできるのではなかろうかという見込みと、それから財政状況については今すぐお願いしたいというものではありませんので、ふるさと応援寄附金もそれ相応にご寄附いただいているというようなことから、長期的な視点で財政計画等見据えながら何とか実施の計画をお願いできないものかということをお願いして、質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願ひます。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員）

- | | |
|---|---|
| 1. 押切地区雨水排水計画の
実行化と桜木地区住宅開
発の今後について | 1. 三川町雨水排水計画策定業務に伴う計画図に示された、押
切地区雨水排水計画の実効性の課題と今後の事業実施計画に
ついて伺ひます。

2. 桜木地区住宅開発の現在の状況と課題及び開発手法や今後
の日程について伺ひます。 |
|---|---|

令和2年第4回議会定例会において、通告に従ひ一般質問を行います。

押切地区雨水排水計画の実行化と桜木地区住宅開発の今後についてであります。

具体的には、三川町雨水排水計画策定業務に伴う計画図に示された、押切地区雨水排水計画の実効性の課題と今後の事業実施計画について伺いたいと思います。

2点目、桜木地区住宅開発の現在の状況と課題及び開発手法や今後の日程について伺いたいと思います。

以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

押切地区雨水排水計画について、1点目の雨水排水計画の課題等に関するご質問ですが、本計画は、町が農村総合整備モデル事業で整備いたしました旧押切堰の雨水排水区域について、効率的、かつ、総合的な排水対策を推進するために、令和元年度に策定したものであります。

この計画においては、旧押切堰を全面改良する案など四つの案を検討いたしましたが、その中で区域内の排水路の一部新設、及び一部を改良するという案が最も効率的であると考えたところであります。なお、この案は桜木地区住宅開発区域に調整池を整備しないものとして、排水量を算定したものであります。

また、この計画の課題といたしましては、対策すべき箇所が広範囲に及ぶため、その取り組みも長期にわたるものであることから、その施工に際しては、優先的に対策すべき箇所を選定しながら計画的に進める必要があり、さらに、事業の実施に際しましては、施工箇所や時期等について地元関係者や土地改良区等との調整を十分に行い、対応していかなければならないものと考えております。

次に、2点目の桜木地区住宅開発に関するご質問ですが、同地区は、本年7月に三川町子育て交流施設「テオトル」が開所し、来年3月には新しい保育施設のオープンが予定されており、このように充実した、良好な子育て環境の整備が進んでいるところであり、周辺の住宅開発に対するニーズも高まっているものと認識しているところであります。

町といたしましては、住宅需要にできる限り早期に応えられるよう、1点目のご質問で答えいたしました押切地区の雨水排水に係る事業の進捗に合わせて宅地造成等を推進していく予定ですが、既存排水路での対応が可能なエリアにつきましては、関係機関等と協議のうえ、先行して造成等に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に押切地区の排水計画について再度お伺いしたいと思います。かなり長期にわたるといことで、優先順位を決めながら計画を組むということでありましたけれども、そういう意味では現在の段階での計画は定まっていないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 雨水排水計画の今後の施工の年次的な部分というところ

でありますけれども、今現時点において具体的に何年度にその事業を行なうというような箇所付につきましては、まだ現在定まっていないというところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私どもの議会の研修会において、建設環境課の方から令和元年度の設計図を頂戴いたしまして、説明を受けましたけれども、それによりますと、先程町長は押切堰の改良というふうな話を最初に目的として言われましたけれども、その設計図を見ますと、農業用水の6号排水路に桜木地区の雨水を流すというふうな計画になっているようですが、これは先程桜木地区の住宅開発については、調整池は作らないというふうなことを町長が言われましたけれども、もう一度確認したいんですけれども、そのような計画に定まってきたというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の雨水排水計画の必要性という部分からいたしますと、将来的な住宅地開発ということをどう進めるかというようなことが、本来の計画策定の町としての計画策定のための委託を行ったところであります。その際においてはやはり桜木の住宅地開発区域がそれぞれの開発区域の中で完結するというような形をとった場合においては、調整池が必要だというような当初の設計であったわけでありまして、

今回の設計においては、この開発区域を分割するという事で、当時の第4期までの開発区域においては第1期と第4期の計画であった現在のテオトルと、今アパート、あるいはこれから工事が進む来年度オープンの保育施設、その区域をやはり排水対策が今回の桜木の住宅地開発と押切地区の排水計画の中には入れなくてもいいというような形で進めるにはどういうふうにすべきか、ということが今回の押切地区の排水計画になったわけでございます。

これからの、今の現況からすれば、第2期ぐらいの開発という部分からいたしまして、第1期の部分に関しては現況の押切堰の用排水路というような、水路に流入しても能力が維持できるというような今回の計画になったわけでありまして。そのためには東側にある排水路の、それなりの負荷ということからすると、本来は桜木地区だけではなくて、上流域の三本木町内会あるいは下流域の対馬町内会、その排水路の能力というものに対して、やはり負荷のかからないような排水計画にしなければならないということで、今回の計画について議会にもお示しをしたというような経過でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） テオトルと新しく保育園等もできるわけですが、保育園幼稚園ですか、それが押切堰の方に排水するというのは、これは西側の方ですね、理解しているつもりですが、問題は今まで調整池の計画でありました。調整池そのものは、もし作るとしても必ず調整池は排水するわけですので、それは押切東堰の方に排水する計画ということで間違いないですね。

それに対して、これは私ども議会の方でも反対した経過があるわけですが、その前提も多少あると思いますが、結果としては押切東堰では全体を飲み込めない。そうではなくて農業用水路に雨水を流そうと、そういう計画だというふうに思いますけれども、私どもも

それを主張した経過はありますけれども、要するに生活用水の排水と、農業用水の排水というのは今までも庁の壁もありまして、またがったやり方はしなかったんですけども、今般の情勢の中では省庁をまたがった利水排水を共用するという考え方に変わってきたという意味では、これは6号排水路を使うというのは非常に理に適っているとは思いますが、肝心の農業関係団体との協議というのはどうなっているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 農業関係団体として、一番この排水路で関係があるのは土地改良区であるわけですが、この計画を策定する途中におきまして、土地改良区から現在の状況等をお聞きしながら計画は策定してきたところではあります、具体的にこの計画を進めるにあたっての内容の協議につきまして、先程の町長の答弁にもございましたように、今後調整を図っていききたいというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） まだ正式には協議していないというふうに解釈いたしました。たぶんそれではことが進まないといひましようか、話の順番が逆ではないかなと、結局流す大もとの方から計画、それから一部設計を始めているわけですけども、肝心の排水というのは本来であれば末端の方、最後のところの事業も含めまして、計画を進めていかないと、頭ばかり計画を進めてもこれは結果的には溢れてしまう話になりますので、まず先に下流のいわば6号排水は二丁排水路に流れるわけですので、二丁排水路に対する生活排水の流入を一応協議するといひましようか、それは関係団体として農業者団体、それから土地改良区ももちろんですけども、あとは周辺の土地関係の町内会とか、その辺との協議を始めて、一応どのような計画でいくのかということを取り決めしないとたぶんこれは上手くいかないと思うんです。ですから、そういう意味では頭の方から計画するのではなくて、末端の方の話し合いの準備をするべきではないかというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 旧押切堰の排水につきましては、対馬町内会地内の9号排水路をはじめ、生活排水も含めた排水を、農業用排水路を通しまして、二丁排水路というふうな形で流入しているというふうな状況であります。ですので、二丁排水路につきましては今現在も生活排水が流入しているというふうな状況であります。

6号排水路に生活排水が流れることについてというお話でありますけれども、この排水路につきましては圃場整備で設置した農業用排水路であるわけですが、その圃場整備をした時期の生活排水については、下水道施設がまだ整備されていない時期で、生活雑排水が旧押切堰を通して二丁排水に流れ込んでいるという状況でありました。現在においては下水道施設も相当整備されているということで、その当時と比較すると量としては少ないというふうに認識しておりますが、なおその生活排水の流入、少ないとはいえ生活排水は流入しているわけですので、そういった部分につきましてはやはり今後関係機関等との調整が必要というふうな認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 6号排水路を一応設計上は路線がただ赤く染まっておりますが、今の、現状の水路のままでこの計画を進めるつもりなのかどうか、水路断面とか、その辺のところはこのままで間に合うのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 6号排水路につきましては、この桜木地区の住宅開発区域から流れ込む雨水排水を受けるという形でありますので、やはり今の断面では小さいという判断のもと、今より大きくする計画となっております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 具体的にもし大きくする場合の工事費の負担とかというのは、これは町単独でというふうに考えておられるでしょうか。

一応年次計画ができていない段階でどうするんだという話を追及しても仕方がないのですが、これはやはり予算措置も含めたその辺のところを示すべきではないかなというふうに思います。その関連ですけれども、治水との関係で今農業排水路には生活用水が流れているという、そのとおりであります。新しく押切第一揚水機場の関連といいたいまいしょうか、これも調整池という名前だそうなんですけれども、水を貯める施設ができておりますが、これも農業用水をパイプかんがいのために夜に貯めて昼間にポンプに流し込むというふうな、そういう機能を持った施設でありますけれども、例えばそこを生活排水等を流し込むような、そういう使い方ができないかどうかというようなことをお伺いしたいのですが、検討なされたことはございますか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀議員が言われる現在の赤川2期地区の用水路の整備工事の状況の経過の中において、環境調整池が設置されたわけでありまして。その際にもやはり可能であればというふうに思ったわけでありまして、国の事業というものに対して、町が勝手にそこに流入させるというようなそういうことというのはまず不可能だというような判断で、ただただ羨ましく見ていたわけでありまして、そういった部分のいろいろな災害対応とか、そういうことを考えた場合の機能という部分について、もし可能であればそういった部分についても、関係団体の方にやはりそういったことは当然伺いを立てる必要があるかなと、このように思うところでありまして、実際のところ、その可能性というのは非常に低いのではないかとということだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 排水事業に関しては今年次的に計画を組むという話がありましたので、関係団体との協議も含めまして大まかな計画について早めに計画されることを要望したいと思います。

それから、桜木地区の住宅開発の今後ということでありまして、先程町長が分割というふうな話をされました。私どもに最初に図面として出された設計図面の中ではこれは調整池が入っておりますが、調整池をもし作らないというふうな前提になりますと、この設計図は変

わる可能性がありますけれどもその辺はいかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 1点目の質問にありました押切地区全体の排水計画、これは調整池を含まない形で計画されたわけでございます。芳賀議員の質問にありましたとおり、調整池がないものとしてこれまで計画をしてきましたこの地区の開発計画を踏まえながら新たに、例えば道路の切り方でありましてか、排水路の付け方、そういったものは加筆といいますか、一部修正を行いながら今後進めていくことになるということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ということで先程の質問になりますが、分割をして実施するというような計画がありましたけれども、前に話があったときには二工区、三工区、一工区はテオトルの方に出来上がっておりますので、二工区、三工区というふうに分割されておりましたけれども、そこも分割するというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 最初に桜木地区の住宅開発については質問にありましたとおり二区と三区、三区の方が非常に大きいわけですが、当初は調整池を設置するということを前提に、北側にあります三区の方からということで全体的な事業の進捗を考えておりました。ただ、押切地区全体の排水計画が一定の方向を見る中では当然調整池がないものとして6号排水路の拡幅といいますか、断面の拡張ということが大きく関わってまいりますので、そうしますと、下流ではなくて上流側、要は二区の方から開発の方を進めていくのが妥当ではないかということで現時点では考えております。

なお、先程町長の答弁にありましたとおり、6号が整備なることにより、桜木地区、分割してその排水がそれぞれのエリアごとに解決するわけではありませんが、その雨水が当然大きくその被害といいますか、懸念されるリスクは減少するわけでありまして、そうしたものを踏まえながら、その二区においても先行してそこで排出される排水の量を勘案しながら、例えば二区自体の分割ということも一定程度視野に入れながら、現在ありますそういった住宅需要に対して対応してまいりたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 区画全体ですと八十何区画になりますか全部は、ですからそういう意味ではその全体を一気に進めるというのはかなり売却上無理があるなという思いがありますので、今言われましたような細かな区画の着工といいたいまいしょうか、工事は妥当な感じはいたしますが、肝心の開発の手法なんですけれども、これは時間がありませんが、当初民間で開発するというようなことで説明がありましたが、途中から土地開発公社の開発で販売の方を民間に委託するというような計画の変更がありましたけれども、今後はどのような格好で進められるつもりでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 開発の事業主体ということになろうかと思いますが、現時点ではまだそこは定まっております。先程申し上げたとおりどれぐらいの面積を開発する

のか、必要となる設備等緑地の問題もありますし、さらに道路、これにかかる経費もございます。

先にご案内、ご承知のとおり鶴岡市の北部といたしますか、峨眉橋を渡ったすぐ近くに相当規模の住宅開発がなされました。当然このエリアと競合といたしますか競争していかなければならないということで単価の問題もございます。そういったものも含めまして、今後どのようにしたらより魅力的な住宅販売価格、エリアになるのかということと十分に関係機関との協議も必要でありますし、検討して進めていきたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 鶴岡市との関連も大変微妙な関係でございますので、そういう意味では十分に調整をとりながら進めるべきと思います。開発の手法については定まっていなかったと言われましたけれども、前に議会との関係で開発のプランが全部できあがった図面としていきなり調整池込みで出てきたということで、議会がある意味反発したというような経過がありましたけれども、そのようなやり方ですと、また揉めることもありますので、私ども任期はもう少ないので、来期の話になるのかもしれませんが、ぜひそういう意味では計画が何案も一応考えられると思いますので、そういう意味ではお互いに知恵を出し合って慎重に進めるという手法をとられたらどうかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今までの開発に伴っては、いろいろと手法がある中で町当局が進めようという部分については、なかなか理解が得られなかったというようなことがございました。しかし、そういう中においてもやはり考えていかなければならないのは民間のスピード、それをやはり行政がどう判断するかということも重要だと、このように思っております。前回、このような開発が進まないという一つの要因には消費税の引き上げがありました。そして民間というのはやはりやるからにはスピードが要求されるというようなことから、非常にその部分についての判断ということで、やはり慎重にならざるを得なかったという経過がございましたので、芳賀議員がおっしゃられるようにやはり今議会との共通認識というものを図るために十分その情報等を収集しながらしかるべき時期にお示ししていきたいと、このように考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、散会します。

（午後 8時57分）

令和2年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年9月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	渡部貴裕 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 5 日 9月8日(火) 午前9時30分開議
- | | | |
|--------|------------------------|---|
| 日程第 1 | 議第50号 | 令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議第51号 | 令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議第52号 | 令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議第53号 | 令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議第54号 | 令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第55号 | 令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 追加日程第1 | 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会) | |
| | 請願第1号 | 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願 |
| 追加日程第2 | 請願審査委員会報告(総務文教常任委員会) | |
| | 請願第2号 | 沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願 |
- 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第50号「令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第51号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第52号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第53号「令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第54号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第55号「令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第50号「令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第51号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第52号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第53号「令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第54号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第55号「令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和元年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月8日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月18日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたします。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率について

ては、4指標のうち実質公債費比率は12.0、将来負担比率は100.4で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

また、各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 会計管理者より概要説明を求めます。加藤会計管理者。

○説明員（加藤善幸会計管理者） 私から令和元年度三川町一般会計ほか各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

説明資料といたしまして、7ページに編綴しました「令和元年度三川町各会計決算の概要」と、各会計の決算状況を1枚にまとめました「令和元年度三川町各会計決算概要一覧」の二つの資料を配布いたしておりますが、主に「各会計決算の概要」を用いましてご説明申し上げます。

まず初めに、「一般会計」について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額6億2,401万9,142円、歳出総額5億9,472万8,555円、歳入歳出差引額は、2億5,929万587円であります。

翌年度に繰越すべき財源は繰越明許費分として186万3,000円であります。この繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額は2億5,742万7,587円であり、令和2年度への繰越額となります。

また、前年度実質収支額が2億1,220万6,569円でありましたので、令和元年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は4,522万1,018円の黒字となりますが、これに財政調整基金積立金1億3,511万6,000円を加え、財政調整基金のとりくみ額1億9,465万4,000円を差し引きました実質単年度収支額は1,431万6,982円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額の6億6,078万6,000円は、当初予算額5億7,200万円と補正予算総額8億2,898万4,000円に前年度からの繰越明許費1億180万2,000円を加えた合計額であります。

収入済額は6億2,411万9,142円であり、予算現額に対する執行率は93.6%であります。なお、前年度は98.8%でありました。また、調定額に対する収入率は99.9%であります。なお、前年度は99.7%でありました。

不納欠損額は41万4,700円、収入未済額は685万9,129円で、前年度と比較し444万7,286円減少いたしましたところであります。その内訳といたしましては、町民税246万2,439円、固定資産税414万507円、軽自動車税25万6,183円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入増となった款と金額を申し上げます。

1款町税1万4,184円、2款地方譲与税270万3,004円、9款地方特例交付金1,784万8,000円、10款地方交付税1,172万3,000円、17款寄附金5,230万6,038円、20款諸収入945万993円であります。

次に、予算現額より 100 万円以上収入減となった款と金額を申し上げます。

6 款地方消費税交付金 241 万 1,000 円、8 款環境性能割交付金 153 万 6,000 円、14 款国庫支出金 1 億 8,642 万 1,801 円、15 款県支出金 558 万 5,018 円、18 款繰入金 2,114 万 2,436 円、21 款町債 3 億 4,340 万円となっております。

なお、これらのうち 14 款国庫支出金及び 21 款町債の収入減の主な要因につきましては、令和元年度の繰越明許の小・中学校施設等整備事業について令和 2 年度に繰り越したことによるものであります。

2 ページをご覧ください。

3. 歳出の概要について申し上げます。

予算現額 6 億 5,078 万 6,000 円、支出済額 5 億 6,472 万 8,555 円、翌年度への繰越額が 3 億 6,000 万円で、これを差し引きました不用額は 3 億 2,605 万 7,445 円であります。

予算現額と支出済額との比較は 6 億 8,655 万 7,445 円で執行率は 89.7%であります。なお、前年度は 94.4%でありました。

次に、不用額が 100 万円以上となった款と金額を申し上げます。

1 款議会費 121 万 2,100 円、2 款総務費 1,318 万 2,139 円、3 款民生費 1 億 4,914 万 4,503 円、4 款衛生費 729 万 7,834 円、6 款農林水産業費 1,108 万 3,041 円、7 款商工費 3,629 万 741 円、8 款土木費 2,620 万 8,029 円、9 款消防費 245 万 6,286 円、10 款教育費 7,557 万 8,029 円、12 款公債費 100 万 5,537 円、13 款予備費 256 万 6,143 円であります。

費目の流用は 52 件の 887 万 3,937 円、予備費の充用は 4 件の 743 万 3,857 円であり、全く支出のなかった節は 38 件の 125 万 5,804 円となっております。

以上が、一般会計の決算概要であります。

次に、3 ページをご覧ください。

「国民健康保険特別会計」について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7 億 4,990 万 9,516 円、歳出総額 7 億 2,010 万 2,543 円、歳入歳出差引額 2,980 万 6,973 円、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となり令和 2 年度への繰越額となります。

なお、前年度実質収支額が 1,401 万 7,472 円でありましたので、令和元年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 1,578 万 9,051 円の黒字となりました。これに国保事業基金に係る積立金 411 万 4,000 円を加え、国民健康保険事業基金のとりぐずし額 2,700 万円を減算した後の実質単年度収支額は 709 万 6,499 円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 7 億 3,404 万 6,000 円に対しまして、収入済額が 7 億 4,990 万 9,516 円、執行率は 102.2%であります。なお、前年度は 100.8%でありました。また、調定額に対する収入率は 98.6%であります。なお、前年度は 98.0%でありました。

不納欠損額は 43 万 6,033 円、収入未済額は 994 万 2,966 円で、いずれも国民健康保険税であります。

予算現額より 100 万円以上収入増となった款と金額につきましては、1 款国民健康保険税 1,393 万 8,126 円、3 款県支出金 258 万 9,000 円であります。

予算現額より 100 万円以上収入減となった款と金額につきましては、5 款繰入金 141 万 9,750 円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 7 億 3,404 万 6,000 円に対しまして、支出済額 7 億 2,010 万 2,543 円で、翌年度への繰越額はなく、不用額は 1,394 万 3,457 円となり、執行率は 98.1%であります。なお、前年度は 98.7%でありました。

不用額が 100 万円以上となった款と金額につきましては、2 款保険給付費 990 万 2,397 円、5 款保健事業費 221 万 427 円であります。

費目の流用は 3 件の 139 万 7,356 円で、予備費の充用はなく、全く支出のなかった節は 16 件の 47 万 8,000 円であります。

以上が、国民健康保険特別会計の決算概要であります。

次に、4 ページをご覧ください。

「後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

なお、この特別会計以降、2. 歳入の概要にあります予算現額より収入増及び収入減となった款、並びに 3. 歳出の概要にあります不用額の多額となった款の内訳につきましては、時間の関係もございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、1. 決算の総括であります。歳入総額 8,485 万 1,327 円、歳出総額 8,272 万 4,627 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 212 万 6,700 円で、令和 2 年度への繰越額となります。

なお、前年度実質収支額が 248 万 4,500 円でありましたので、令和元年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 35 万 7,800 円の赤字となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 8,578 万 3,000 円に対しまして収入済額は 8,485 万 1,327 円、執行率は 98.9%であります。なお、前年度は 98.2%でありました。また、収入率は前年度と同率の 100.0%であります。不納欠損額及び収入未済額は 0 円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 8,578 万 3,000 円に対しまして、支出済額 8,272 万 4,627 円、翌年度繰越額はなく、不用額は 305 万 8,373 円となり、執行率は 96.4%であります。なお、前年度は 96.3%でありました。

費目の流用及び予備費の充用はなく、全く支出のなかった節は 2 件の 2,000 円であります。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算概要であります。

次に、5 ページをご覧ください。

「介護保険特別会計」について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 8 億 1,452 万 1,863 円、歳出総額 8 億 321 万 1,008 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 1,131 万 855 円で、令和 2 年度への繰越額となります。

なお、前年度の実質収支額が 1,286 万 3,949 円でありましたので、令和元年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 155 万 3,094 円の赤字となりま

したが、この単年度収支額に介護給付費準備基金への積立金4万6,507円と同基金のとりくずし額95万5,813円を加算・減算した後の実質単年度収支額は246万2,400円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額8億8,248万4,000円に對しまして、収入済額8億1,452万1,863円、執行率は92.3%であります。なお、前年度は95.3%でありました。また、収入率は前年度と同率の99.7%であります。

不納欠損額は59万6,480円、収入未済額は161万9,276円で、いずれも介護保険料であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額8億8,248万4,000円に對しまして、支出済額8億321万1,008円で、翌年度への繰越額はなく、不用額は7,927万2,992円となり、執行率は91.0%であります。なお、前年度は93.9%でありました。

費目の流用は5件の290万8,837円、予備費の充用はなく、全く支出のなかつた節は5件の13万円あります。

以上が、介護保険特別会計の決算概要であります。

次に、6ページをご覧ください。

「農業集落排水事業特別会計」について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額1億6,631万4,189円、歳出総額1億6,631万4,189円、歳入歳出差引額は0円であり、同額が、翌年度に繰越すべき財源となりますことから、実質収支額は0円となります。また、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額も0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額1億6,877万8,000円に對しまして、収入済額が1億6,631万4,189円となり、執行率は98.5%であります。なお、前年度は95.7%でありました。また、収入率は99.8%であります。なお、前年度は同率の99.8%でありました。

不納欠損額はなく、収入未済額は35万9,011円で使用料であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額1億6,877万8,000円に對しまして支出済額が1億6,631万4,189円となり、繰越額は246万3,811円あります。予算現額と支出済額との比較は246万3,811円で、執行率は98.5%であります。なお、前年度は95.5%でありました。

費目の流用、予備費の充用及び全く支出のなかつた節はありませんでした。

以上が、農業集落排水事業特別会計の決算概要であります。

7ページをご覧ください。

最後に、「下水道事業特別会計」について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額並びに歳出総額はともに3億3,419万384円あります。したがって、歳入歳出差引額は0円。また、翌年度に繰越すべき財源はなく、実質収支額、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額も0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額3億3,651万1,000円に對しまして収入済額3億3,419万384円となり、執行率は99.3%であります。なお、前年度は99.6%でありま

した。また、収入率は前年度と同率の99.9%であります。

不納欠損額は2,934円、収入未済額は使用料の25万4,383円であります。

次に、3.歳出の概要であります。予算現額3億3,651万1,000円に対しまして支出済額3億3,419万384円となり、翌年度繰越額はなく、不用額は232万616円、執行率は99.3%であります。なお、前年度は99.6%でありました。

費目の流用は3件の78万2,203円、予備費の充用及び全く支出のなかった節はありませんでした。

以上が、下水道事業特別会計の決算概要であります。

以上で、令和元年度三川町一般会計ほか各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 令和元年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年7月8日に付託されました令和元年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を、三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。

審査の手続については、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、また、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどに主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものがなかったため、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

27ページをお開きください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について、3点申し述べます。

1点目は「働き方改革への取り組みについて」であります。

全体にわたる時間外勤務については、6月の震災対応や新型コロナウイルス感染症対策などの特殊要因もあり、昨年より大幅に増加している状況が認められました。つきましては、働き方改革を念頭に特殊要因を除いた時間外勤務の内容を分析し、各課の業務体制に課題がないか検討するとともに、業務負担の軽減を図るため、取り扱い事業の効果や必要性を十分に検証し、一層の効率化やスリム化への取り組みについて検討をお願いするものであります。

2点目は「田からもの」逸品開発支援事業についてであります。

支援事業の内容について確認したところ、本事業の目的であります町の特産品開発に繋がるとような事業の取り扱いが少ない状況にあると思慮されました。また、予算の執行率も55.6%にとどまっていることから、事業目的の達成に向け、実効性を高める取り組みについてお願いするものであります。

3点目は「寿賀のつどい開催事業について」であります。

依然として参加者の減少傾向が続いている状況が認められました。参加率の向上を図るため、アンケート調査の実施など取り組みをしておりますが、新型コロナウイルス感染症については早期の終息が期待できない状況にあると思慮されることから、高齢者が対象となる本事業の今後のあり方について検討をお願いするものであります。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

28ページの審査結果に述べましたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りなく計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、29ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げますが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月9日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は9月9日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 追加日程第1、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。
請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

令和2年9月8日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 芳賀 修一 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	令和2年9月4日	国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の経過を若干説明いたします。

昨日9月7日、9時30分より紹介議員、説明員、鶴岡民主商工会代表菅原氏、事務局長山田氏よりお出でいただき、審査を行いました。

審査の経過を申し上げます。消費税引き下げは経済対策としての緊急の課題であるという

賛成意見と社会保障費や災害対策として財源を維持すべきだという反対意見が出されました。採決の結果、賛成多数で本請願は採択されました。

以上、請願審査報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

本件の委員長報告は「採択」であります。したがって、初めに、原案に反対者の発言を許します。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願」に対し、慎重な判断をすべきとの見地から討論いたします。

昨年10月の消費税引き上げ後の日本の経済は、増税の反動もさることながら、米中経済摩擦やそれに端を発する世界的経済の減速、また度重なる自然災害の影響を受けながら、新型コロナウイルスの世界的大流行により大幅な落ち込みを見せております。4月から6月の四半期別の実質GDPは、速報値で年率マイナス27.8%であり、2020年度の経済成長率はマイナス7%になるとの予測も立てられております。これは2008年のマイナス1.1%、2009年のマイナス5.4%となったリーマンショック時の落ち込みを上回るレベルであります。

今回上程されています請願では、緊急経済対策として消費税を5%以下への引き下げを求めており、生活必需品などの消費税負担を軽減し、購買力を高める景気策には一定の理解を示すことができます。しかしながら、今まさに廃業、倒産の危機の瀬戸際に瀕している中小零細企業、フリーランス等の個人事業主は、コロナ禍での減税がもたらす未知の景気策よりも持続化給付金などで直接的、かつ即効性のある支援がまだまだ必要ではないでしょうか。民間の研究所ではコロナの影響が長期化し、正常化するのが2021年末になるとの見通しを公表しており、直接的な支援を2弾、3弾、4弾と弾力的に行う必要があると思いますし、その間、アフターコロナの世界に向け、新生活様式や消費構造の変化に対応した、いわゆるニュー・ノーマルへの変換を同時に進める必要があると思います。

消費税には膨張し続ける社会保障の維持や国の借金の返済、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化など、様々重要な役割が課せられています。法人税の課税方式の見直しや算定方式見直し等での代替措置も多く耳にしますが、法人実効税率の国際比較では決して低い方ではなく、国際競争力の面からも厳しい状況にあるのではないかと思います。

今は直接的かつ即効性のある支援を、コロナ終息を見据えて行うべきであり、消費税減税を行うのであれば代替えの予算措置を政府、国会で十分検討、議論した上で行うべきであり、今回の請願の趣旨にあります緊急経済対策としてはそぐわないものと考えます。

以上のことから、請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願」の採択に反対いたします。議員諸兄の賛同を求めます。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） ただいま審議されております請願第1号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

昨日いろいろと常任委員会で審議されました中でも話題になった話でございますが、今反対者の意見もありましたとおり、昨年の消費税引き上げから数々の状況により経済が低迷している。その中で特に大きな打撃を与えている問題が新型コロナウイルス対策の話でございます。予想以上に長引いている、また今後の見通しも厳しいということから、先に提案の理由ということでも説明しましたとおり、この日本経済の低迷を改善する策としまして、縷々政策を展開されている中で、今後取るべき一つの方策として消費税の引き下げということも大きな効果が期待できるものということで賛成するものでございます。

国の動きとしましては、8月中旬頃から話題になっておりました政局の議論の中において、政府与党であります自民党の中からも消費税の引き下げという意見が出されておったところでございます。また最近、9月初めのマスコミの報道によりますと、長引く新型コロナウイルスの影響でまさに家計に長期的な影響が出ている。特に雇用の厳しさについては国内でも5万人を超える方々が所得の低減に繋がり生活に困窮している、中には生活保護の申請までも考えているという方が多く存在するということでございます。そういった中で、経済界の中でも、やはりこの家計を下支えする対策が根本的なものとして必要であるという意見が強く述べられている状況もでございます。そうしますと、一番全体的な効果の上がる対策としましては消費税の減税策というものが、国民全体に広く普及するという観点から、今取るべき対策として考えるところでございます。

基本的な消費税の取り扱いについては慎重な議論を要するところではありますが、先程話にもありましたとおり緊急対策としてのこの度の消費税の引き下げということについては、私も恒久減税ではなく、半年もしくは1年という時限立法としての減税対策ということで考えて提案しているところでございますので、議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） ただいま上程されています、請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願」に反対の立場で討論いたします。

予算の地方交付税は各地方の公共団体が一定の行政水準の確保ができるよう、財源の均衡化を最大の目的とし、地方財政の自主性の確保と地方行政の計画的運営を保障するために設けられております。地方交付税は所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の一定額を交付税の総額としております。平成31年4月現在によれば、消費税の20.8%が先に述べた税とともに合算されている現状であります。財源が確保されなければ住民の安全・安心が守れません。例えば、名前は申しませんが、ある県では財源がなく、横断歩道の白線が引けない状態が続きました。最近では自然災害が多く発生し、その復興にも多額の財源が必要であります。

新型コロナウイルス関係におきましては、国が新型コロナウイルス感染者の入院等の支援、そして、マスコミ報道によれば、ワクチンが開発されれば優先順位を決め、無料で接種する考えが報道されております。今また消費税率を変えれば、企業、消費者が混乱いたします。

以上の点などから消費税の5%以下への引き下げに反対いたします。議員諸兄の賛同を求め、反対討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

本件の委員長報告は「採択」であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 5 名 不起立 4 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、請願第1号「国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、追加日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」の件について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

令和2年9月8日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 志田 徳久 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
2	令和2年 9月4日	沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願	採 択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

ただいまの報告の内容について説明したいと思います。

この請願審査は9月7日、午後1時より審査を行いました。

経過について説明します。

紹介議員の芳賀修一議員より内容説明の後に休憩しまして、請願提出者の沖縄に応答する会、山形代表の漆山ひとみ氏より要旨説明があり、その後、各委員より質問等があり、請願者の答弁があり、再開後、各委員が意見を述べ、請願者の意思を確認の上、請願項目の3、沖縄基地問題の解決に向けて国全体で議論することのみで採決を行い、全員賛成で可決いたしました。

なお、意見書の送付先は載っておりませんが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、総務大臣、沖縄及び北方対策内閣府特命担当大臣であります。

以上、請願審査報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

本件の委員長報告は「採択」であります。したがって、初めに、原案に反対者の発言を許します。5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」に反対の立場で討論いたします。

私も沖縄基地に問題がないとは思っていません。解決に向けて国も国民も努力していくべきだと考えますが、この請願書の要旨を見る限り、解決へ向かうには米軍の辺野古基地建設に伴う環境汚染や騒音被害等いろいろ言われておりますが、2024年以降、米軍の再編に伴い、海兵隊の縮小に見合った施設を沖縄県外の全国で公平に補うことを国全体で議論しようという意見であります。

今、日本周辺で何が起きているか見てください。沖縄では日本の領土である尖閣諸島に自国の領土だと主張している国の船が毎日来ております。毎日来て実効、支配しようとしている現実があります。周辺のフィリピンでは米軍が駐留していて、国民の意思でスービック基地を1991年11月に返還しておりました。その後どうなったでしょうか。その周辺の海に自国の領土だと主張してサンゴ礁を埋め立て、勝手に軍事基地を造った国があります。その国

は尖閣諸島で自国の領土だと主張している国と同じ国であります。

国防に関しては地政学的、またテクニカル的な問題があるので、意見書にあるような全国に公平とはいかないと思います。また、国全体で議論するにはそぐわないと考えます。

以上のことから意見書提出に反対いたします。議員諸兄の賛同をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ただいま上程されております請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」に対し、賛成の立場で討論いたします。

沖縄県が日本に復帰して48年が経ちました。沖縄には現在も全国の米軍専用施設の71%が集中しています。全国世論調査でも辺野古に反対する民意は多数を占めています。しかし、様々な社会問題の中で辺野古の問題を自分の生活に直接関わる最重要課題とまでは、本土では実感しにくいのが現実です。基地は沖縄の問題という他人事のような本土側の意識が、沖縄の基地負担を固定化させている面は否めません。

沖縄の新基地建設の問題は、国と沖縄県の2者の関係にとどまらず、日本全体の安全保障の問題と捉えるべきです。米軍の駐留を定め、日本の安全を保障する日米安全保障条約には賛成するけれども、基地は沖縄に我慢してもらうしかない、こう考える人が多いのではないのでしょうか。新基地建設にはサンゴ礁の海や絶滅危惧種を含む自然等の環境破壊、また高額な投資が必要とされており、一方、現在の普天間基地においては近隣に民家や学校のある人口密集地の中心にあり、世界で最も危険な基地と言われております。

沖縄県の米軍基地問題を国全体の問題と捉え、解決のため国全体で議論するべきとするこの度の請願の趣旨に賛同し、意見書として国に求めていくべきと考えます。議員諸兄の賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

なお、本件の委員長報告は「採択」であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、請願第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願」は、委員長報告のと

おり採択することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会とします。

（午前10時35分）

令和2年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年9月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	奥井陸生 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 7 日 9月10日(木) 午前9時30分開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 | 1 | 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 | 2 | 議第56号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 3 | 議第57号 三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 4 | 議第58号 三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 5 | 議第59号 三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 6 | 議第60号 第4次三川町総合計画の基本構想及びその基本計画について |
| 追加日程第1 | 意見書第1号 | 緊急対策として消費税率5%程度へ引き下げを求める意見書 |
| 追加日程第2 | 意見書第2号 | 沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書 |
| 追加日程第3 | 意見書第3号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |

○ 閉 会

○議 長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 決算審査特別委員会付託事件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

1. 開会の日時及び場所

令和2年9月8日午前10時35分から午後3時27分まで、9月9日午前9時30分から午後4時22分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月8日 9名、 9月9日 9名

3. 欠席委員 9月8日 なし、 9月9日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第50号 令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第51号 令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第52号 令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第53号 令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第54号 令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第55号 令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀修一委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に町野昌弘委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に梅津 博委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和2年9月10日

三川町議会決算審査特別委員会
委員長 町野 昌弘 ㊟

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

○議長（小林茂吉議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので、質疑を終結します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議長（小林茂吉議員） 初めに、議第50号「令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第50号「令和元年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第51号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第51号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第52号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第52号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第53号「令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第53号「令和元年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第54号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第54号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第55号「令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第55号「令和元年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第2、議第56号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第56号「三川町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年10月1日から実施された幼児教育・保育の無償化に係る「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行と併せて、関連する内閣府の基準が改正されたことに伴い、改正法施行後1年間の経過措置期間内において関係する本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、法改正により「支給認定」の用語が「教育・保育給付認定」に改められたことに伴う改正、並びに、認定に係る子どもの定義、及び3歳以上の子どもに係る給食副食費の実費徴収に関する項目を追加する改正、特定教育・保育施設等との連携に係る基準、及び特別利用地域型保育の基準の改正等であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。

議第56号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第56号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第3から日程第4まで、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第4まで以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第3、議第57号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第4、議第58号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第57号「三川町家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、議第58号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省が定めております家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関する基準の改正に伴い、関係する二つの条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、まず「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、家庭的保育事業者等における代替保育の提供に係る連携施設の確保の項目について要件を緩和する改正、並びに、食事の提供の特例に係る項目、及び施設設備の要件に建築基準法との整合性を図るために追加した項目の改正等であります。

次に、「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましては、放課後児童支援員の資格要件に関して、研修要件や免許状要件の改正を行うとともに、一定の実務経験があり、かつ、町長が適当と認めた者に対象を拡大する改正であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは、私から2点ほど確認させていただきたいと思いますが、まず最初に議第57号の家庭的保育事業に関する改正につきまして、この改正案について反対するものではございませんが、その前の議第56号でも提案ありました地域型保育事業に関する改正等を含めて、三川町内でこの地域型保育事業、いわゆる家庭的保育、それから小規模保育、家庭事業所内保育、また居宅訪問型保育、この事業の実施状況等についてご報告願えればと思います。

続いて、議第58号に関します放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正についてであります。一番最後の改正条項にあります第10号でありますけれども、町長が適当と認めた者という条件が付されておる改正内容になっておりますが、この町長が適当と認めた者という判断する場合の基準等、詳細な部分が必要なのかなというふうに感じるところであります。制度的にどのような考え方で、実際にこれを具体的に実施していくことになるものかどうか、確認の意味で説明をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず1点目、議第57号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の関係であります。ご質問がありました地域型保育でありますけれども、この中身につきましては、家庭的保育事業、それから小規模保育事業、さらには居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ということで、議員がご質問の中でおっしゃったとおりの項目であります。これらの事業が三川町内では現時点では行われておりません。近隣の鶴岡市、酒田市では小規模保育など、また事業所内の保育が行われつつあるというようなことで把握してい

るところであります。なお、参考までに、三川町内でこの事業は実施されておりませんが、その近隣の市で行われている事業に三川町内の児童が保育されているという実態は把握しております。

続きまして、議第58号の三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の部分で、今回新たに追加しました指導員の要件についてであります。国の方におきましては、この要件を追加することに対しまして、Q&Aというような形で各自治体に通知が来ているところであります。こちらについても市町村長がどのような判断でこの資格を認定するのかというような部分であります。国の方でも特に明確な基準というのを定めていないところであり、近隣の市・町に聞いた時点でも同様に、この明確、詳細な町長が認める部分の基準を定めているところではなかったようであります。三川町においてもこの認めるにあたりいろいろなケースが想定されています。今回追加しました部分につきましては、中学校卒業以上の方で、5年以上であれば指導員として認められるというような対象拡大の内容であり、その拡大された部分について詳細な要件を設けることは難しいという判断をし、特に明文化はしていないところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。今ご答弁いただいた放課後児童健全育成事業に関する条例の改正部分につきましては、私も国の基準等を改めて確認したところでありましたが、確かに国からの指針については市町村長が適当と認めた者、今回第10号の改正ですが、その一つ上の第9号の場合であれば、高等学校卒業者で2年以上の従事経験がある者で、同様に市長村長が認めた者というような国の指針になっているようでありまして、極めて国の方が明確な基準がないまま市町村長に丸投げしているというような感じにも見受けられるところですが、まずは慎重な対応をお願いすること、三川町に関しましては今年度から完全な民設民営方式に移ったということもあって、現場との混乱のないように十分慎重な対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第57号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第57号「三川町家庭的保育

事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第58号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第58号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第59号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第59号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、都市公園の利用促進を図るため、本条例第5条ただし書の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、本条例第5条ただし書中「許可に係るもの」の次に「その他町長が特に認めるもの」の文言を追加するものであり、具体的には、赤川河川緑地ふれあい広場において、せせらぎ水路で魚の捕獲を伴うイベントを行うことや、休憩広場で調理をするために火を使用すること等について、町長が認める場合は行うことができることとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 都市公園条例の改正案ということでありました。ただいまの説明の中にも、せせらぎ水路の中での魚の捕獲、また休憩広場での火の利用を認めるものというような詳細な説明があったわけでありますが、休憩広場においては昨年度の竣工と認識しております。現在の改正案、現在出されたということに対して、なぜこの時期になったのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今回の条例改正案の内容につきまして、この休憩広場に設置しておりますかまどを利用する際に火を利用することによって調理が可能になるわけですが、昨年度までの工事において、そのかまどの利用等についていろいろ検討はしてきたわけですが、その具体的な利用方法について、早急に制度等を整備していきたいということは検討してきたわけですが、今年になりましてから新型コロナウイルス感染症対策等々によりまして、その状況を見ながらその利用時期について検討してきたというところで、その新型コロナウイルス対策等も相まって、今の時期にご提案させていただいたというこ

ろであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 今年春より竣工した状況を見まして、多くの町内外の方々から供用開始を待ち望む声が聞かれておりました。今回改正案が通れば供用開始という運びになるものと考えますが、ぜひ多くの方が安全にまた楽しく利用できるような施設となるように進めていただければと思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁にもありましたが、新型コロナウイルスの対応を見て条例改正が今のタイミングになったというような説明でありましたが、本来は設備を整えたらすぐに条例改正するべきではなかったのかなど。新型コロナウイルスとはまた別な問題ではないかと思えます。もう一度伺います。なぜこのタイミングになっているのか。再三使用に関していつ供用できるのか、また足かせとなっている状況はないのかということをお伺いしていたはずですが、それが、今回の条例を改正しなければ火の利用ができませんというような状況であれば、本来であれば条例改正をまず先にすべきではなかったのかと思えます。なぜこのタイミングになったのか、もう一度説明願いたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 新型コロナウイルス対策の関連については先程ご答弁させていただいたところではありますが、三川町都市公園条例のこれまでの改正の経緯を見ますと、この条例の附則に、平成28年9月16日で施行になったときに、ふれあい広場についてこの都市公園条例に追加させていただいたというような経緯はあったわけですが、その時点におきましては、まだ具体的にかまど施設を正式に設置するというようなところまでは至っていなかったと認識しております。

その後、国土交通省、河川の管理者である国土交通省との協議等を経まして、その国土交通省よりかまど設置していいというような許可を得て、かまどが完成したというような時期も考慮しながら、どの時期に条例改正というようなことを検討してきた経緯もあるわけですが、早急にかまどの利用を行っていきたくと検討してきた経緯の中で、やはり新型コロナウイルス対策という部分も相まって今の時期になったということでもあります。

また、かまどにつきまして、今年度工事を検討しております中では、かまどの利用の際はやはり水が必要ということで、水道をそのかまどの近くまで整備できないかというようなことにつきましても、今設計を進めているところであります。

あと、せせらぎ水路でありますけれども、そちらについては令和元年度におきまして、コンクリート設備の本体は完成したわけでありましたが、これから水道管を敷設、また噴水設備の設置というような予定はしているところでございます。かまどの設備の利用が可能なような条例改正をするものと一緒に、そのせせらぎ水路の利用についても今回条例改正をご提案させていただいたというところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私の聞き方が少し間接的な聞き方になってしまって、直接的な回

答を得られなかったと思います。今後改正するというので、これからの話をお聞きできればと思います。この条例を改正したことによってかまどが使えるようになるのですか、ならないのですか。先程水道の整備等の説明がありました。そちらの整備が終わってから使えるようになるのかならないのか。使えるようになりますとすれば、例えば今年の秋、もうすでに入っておりますけれども、町民に使えるように広く周知するのかなど。また、都市公園ということで袖東公園、対馬公園があります。その公園に関しても何か当局としては使用要件の変更等を考えているのかなど。この点をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 本条例の一部改正条例をご可決いただいた後、早急にかまどが利用できるような対応をしていきたいというものでございます。

あと、この条例改正の内容につきましては、現在のところ赤川河川緑地ふれあい広場のみの内容で提案させていただいたというものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の条例で都市公園で火が使えるということで、赤川河川敷を想定しているということでもありますけれども、これせせらぎ水路についてフェスティバルざっこしめを頭に置いているとか、そういう考えだと私は思っております。そこで、従来青山の青龍寺川等で行っていた場合、獲った魚をその場で、実行委員の方が品を持ち込んで、そこで炭火焼きをして食べてきたという経緯もあります。この場合、かまど利用はあくまで芋煮に限定した考えのようではございますけれども、この公園で火を使って良いという単純な解釈に至れば、そういう水路で獲った魚をそこで焼いても良いという解釈になろうと思っておりますけれども、それはどうなのか。あくまで芋煮を前提としたかまどで火を使って処理するという、利用は可能なのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） かまどの利用につきましては、いろんな利用の方法があると思います。芋煮にしてもバーベキューにしても様々利用方法があると思いますが、そういった形で芋煮に限定した利用ということは考えておりません。ですので、今お話ありました、例えばフェスティバルざっこしめで捕獲した魚をそのかまど等に移動して調理していただくということについても可能というふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） その公園で火を利用する場合は、要はかまどに限るという規定でよろしいのでしょうか。他の場所で火を使うことはできないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 説明が不足して申し訳ありません。火を使うことについて可能とする範囲については、かまど及びそのかまど周辺の休憩広場というふうに場所を限定してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第59号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第59号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第6、議第60号「第4次三川町総合計画の基本構想及びその基本計画」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第60号「第4次三川町総合計画の基本構想及びその基本計画」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の現状等を踏まえ、長期的視点から本町の目指すべき将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な大綱を定めたもので、三川町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。

現計画の第3次総合計画が今年度をもって終了となることから、新たに令和3年度を初年度とする第4次総合計画の基本構想、及びその基本計画につきましては、平成31年2月18日に、三川町振興審議会に諮問し、その後1年半にわたって、町内の組織、団体の代表をはじめ、公募委員を含めました計画策定推進委員会の中で検討・議論を重ねていただき、今年7月30日に振興審議会より答申をいただいたものであります。

諮問にあたりましては、「町民と行政が、同じ目標に向かって、力を合わせてまちづくりを進める、協働のまちづくり」を次期総合計画の基本に位置付け、令和3年度からの10年にわたる計画として、可能な限り町民の意見を反映させるよう取り組んでまいったところであります。

細部につきましては、審議の過程で所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私から今回答申を得た内容について、答申を受けた立場の町長に伺いたいわけですが、基本的な部分2点を伺いたいと思います。

先にいただいた資料の序論にあります一番基本的な部分、これまでの取り組みを継承、発展させるという基本的な考え方、この点が妥当なのかということであります。来年から10年という一つの時代、どんな時代になっていくのかなど、そういった思いも含めて認識を伺いますけれども、やはり一番頭に浮かんでくるのは、今の新型コロナウイルス感染症、来年からはいわばマイナスからのスタートというようなイメージがあるわけでございます。

それから、今回この計画書に載っております国連のSDGs、こういった流れからすれば、世界的にも、あるいは日本の中においてもキーワードとして考えられるのは「改革」、それから「見直し」、「縮小」、こういったキーワードの中で10年が進むのかなど私はイメージするんですけども、今回の基本にある「継承」と「発展」というキーワードと若干違いがありすぎるような気がします。この点、町長の認識を伺いたいと思います。

それから、2点目なんですけれども、基本理念の中にありますまちづくりの基本理念ということで謳われております、まちづくりの主役は町民一人ひとりであると、そして協働のまちづくりを推進すると、ただいまの提案理由にもありましたけれども、では本当にこの町民が主役になっているのかと。それから本当の意味での協働のまちづくりを進めることができるのか。この点、基本的なことでもありますけれども、町長の認識を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の第4次総合計画の策定につきましては、先程の答弁で申しました、やはり第3次総合計画の検証、評価ということが最も基本になろうかと、このように思うところであります。第3次総合計画策定の段階においては、全国的にも人口減少、少子高齢化、さらには過疎化の進行というような中で、地方がどのような独自の取り組み方を行いながら、やはり地方創生という、あのような流れになってきたわけでありまして。これはまさしく国、地方というような、これからのそれぞれの役割の中において、第4次総合計画においてはさらに発展をさせるという、その視点を持って計画策定をしなかったら、単なる総合計画というのは絵に描いた餅、かつては地方創生の状況においても金太郎飴と言われたような状況もありました。こういう中において東日本大震災等の災害によって、地方創生あるいは地方再生というような言葉が出るほど、これからのこの地域においては、やはり環境、住民の安全・安心ということが何よりも地方行政の一番の果たす役割というふうに変化してきた部分もあろうかと、このように感じているところであります。

そのようなことから、現状において、過日民間の調査機関がまとめた全国47都道府県の幸福度ということが公表されました。山形県は総合で第9位、東北では唯一このトップ10の中に入った県というようなことであります。それだけやはり県民、取りも直さず、これは町民も当然その中に入るわけでありまして。このような幸福度という部分からすると、やはり町民の意識からすれば、今の行政あるいは議会、それぞれの果たす役割というものは、一定の住民の安全安心、幸福度に繋がっているというような一面もあろうかと思っております。このようなことから、やはり第4次総合計画においては自助・共助・公助という基本のもとに、やはり町民に対しても今までの総合計画の策定においては住民参加、住民参画、これも求めてきた経緯がございます。

そういった中においては、これからはいよいよ新型コロナウイルスの感染予防も含めた、やはり町民、住民全員が自ら自分の生活、自分の生命、そのような維持、継続というものを図っていただくためには、今の状況にあります、やはり各町内会の地域コミュニティの低下、衰退ということも危惧されるところがございます。そういった面においては、この第4次総合計画においてはしっかりとした将来の方向性を示すということが大変重要であると、この

ように認識をしております。

そして、これがこの地域、あるいは日本というこの小さな単位から世界的に見れば今の状況においても飢餓、あるいは紛争、そのような状況がある中で、国際的な役割ということは、これは国民が等しく関心を持たざるを得ないというような状況になったというふうに感じているところであります。これは行政のみならず現状においては民間がどんどん先行して、そのような企業の経営、そしてその企業が地域の中で果たす役割というものもしっかり明示している状況にもあります。そのようなことから今回の第4次総合計画をもとに、計画を作るための今回の第4次総合計画ではなく、これを町民の方々からぜひまちづくりに参画をしていただき協力していただくような協働のまちづくりに繋げていければと、このように思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 協働のまちづくりに関して、若干認識がやはり私とは違うんですけども、ただ幸福度という話もありましたが、実際その世界的な数字というものが、はっきりしたところまだ記憶ないんですけども、確か日本というのはGDPは確かに世界3位ということですけども、生活水準というものの見方をしますと、世界の中で20位台の中間ぐらいだったと思います。それから、今言われた幸福度というものは確か150位ぐらいの低さになると。これは何なのかと言え、要するに世界に言われている日本自体の生産性の悪さという問題があるのかなと。お金の全体的な流れはあるんですけども、生活者、一般の国民にとどまることなく、そういうものが進んでいると。働けど働けど豊かにならずといった実態が日本全体であるのかなと思います。この地方においても同じだと思いますけれども、そういった認識から脱却していかないと、本当の意味での先程言われた幸福度というものには繋がらないと思います。

それで、さらに伺いたいのは協働のまちづくりに関してですけども、町民参加ということが協働のまちづくりなのかということです。アンケートも取られているわけですし、その状況を見ますと、町としては町民というものをサービスの受け手としか見ていない、町民も同様に我々は町からサービスを受ける立場ということしか考えていないように思われます。本来の意味の協働のまちづくり、これを実施していくためには、町民の皆さんそれぞれに、あなたは町のために何ができるんですかと、誰かの演説で言ったフレーズだと思いますけれども、これを町民に問いかける姿勢が必要なのではないかと。相互の信頼関係あるいは相互にそういったお互いに力を合わせてまちづくりをやりましょうということがない限り協働のまちづくりは私は不可能なのではないかと。ただ単に、町のやることに対して協力願う、あるいは町の仕事を一部請け負ってもらう。それは本当の意味での協働のまちづくりでは私はないと思いますけれども、この点、もう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 総合計画策定の段階のみならず、普段の行政執行、あるいは事務事業の事業展開においては、よく表現されるのは、住民からの参加という表現があったわけがあります。しかしながら、梅津議員が言われるように、参加してくださいというような町の

協力要請という部分と、本来の住民参画という部分は、第3次総合計画の策定段階でも町民に、やはり町民の皆さんから自らその総合計画づくりに参画してくださいということで、公募委員という構成の中で、総合計画の策定を進めてきたというような経緯があるわけであり、よく言われる町民に対して、あなたが誰かのために何かできるんですかという部分、私はむしろそれぞれが町民が自主自立、自己責任のもとで本来はそれぞれの生活、その集合したのが集落、地域コミュニティ、さらには行政がその中で町民と一体感を持った協働のまちづくりを進めていくということも、これは当然必要なことではないかと、このように思うところであります。

これの一番本町にとっても大きな例は、平成の大合併だと思えます。あの段階のときには町民の方々の判断。まさに合併をするか、自主自立で独立した道を歩むかというようなことで問いかけをし、それに対しては町民の意思表示があったわけであり、そこには梅津議員が言われるように、行政が判断は仰ぐけども、行政がそれを指導するというような立場ではないだろうと、このように思うところであります。そういった面においては、行政が総合計画を作るということだけではなくて、やはりしっかりと町民が、町がこれから示す総合計画において、町民の立場だったらこういう意見がある、こういうような提案があるというような計画でもあって、これはこれから10年先のその状況に応じた施策、政策の展開も当然行っていくわけであり、

そういった点では十分、この総合計画ということは今までも何度となく、この策定の段階においては、ある面においては総花的、目標が例えば人口フレームでも、どの人口フレームを、言うなれば目標にするかということについてもいろいろな意見がありました。その中で今回の基本構想、あるいは基本的な計画ということで総合計画として策定いたしましたわけであり、これが完成形ということではなく、やはりさらに町民の皆さんからの協力によって目指す協働のまちづくりというものに進めていきたいと、このように思うところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは私から1点、具体的な部分について確認の意味で質問させていただきます。

今町長からご答弁、ご説明ありましたとおり、総合計画につきましては、住民自治によるものを具体化する一つの指針というような考え方につきましては私も同感というふうに感じるところであります。一方で行政の場合は、その住民自治の部分に対して、まだ民間開発に対して規制をしなければならないというものを行政の役割、これによって秩序ある開発行為が進んでいくものというふう認識している中で、計画書の46ページになりますが、いわゆる土地利用の関係につきまして、再三、都市計画といったものの取り組みについていろいろな場面で確認させていただいているわけですが、この4の1の1土地利用の②にあります、ニーズに的確に対応した土地利用の推進という項目の後段の方でありますけれども、無秩序な開発行為の未然防止や適正な土地利用の誘導を図りますというくだりがあるわけですが、この部分については、前の第3次総合計画で見ますと、おそらくこのフレーズがあたる

のではなかろうかというふうに推測しているのですが、土地利用計画法をはじめ土地利用関係法令に基づく適正な管理に努めているという表現になっています。つまりは、それを基にして町としては都市計画区域の見直し、都市計画のマスタープラン、要は用途指定をすることによって乱開発を制御するという考え方でこれまで取り組んできたものの、まだ実現されていないという状況にあるわけですが、これを第4次計画になりますと若干規制管理というところからトーンダウンしたような形に見受けられるのですが、具体的な行政手法としてこのフレーズを新たな46ページのフレーズで、具体的な行政展開というものについて、どのような取り組みをなされる、見込みのあるものかご説明お願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 令和3年度からの10ヵ年、その中の土地利用に関するご質問でありましたが、記述のあり方、また、それを読んだそれぞれの捉え方はあろうかとは思いますが、まず議員の質問にありました都市計画のマスタープランについては、これまでも議論の中でそれぞれメリット・デメリットがあるというところは共通認識しているところだと思いますし、そうした中で本町はこれまでとってきた土地利用、また開発における手法については、ある意味ニュートラルな状態の中で、いろいろな土地ニーズ、利用ニーズに対応してきたという経過がございます。

そうした中で、無秩序な開発の防止というのは、農振法でありますとかその他の法令によりまして、いわゆる虫食いのにならないように、一定程度といいますか、秩序を持った開発がこれまでもなされてきたということで認識しております。あまりこういった土地に関する、狭隘な文言等でこの土地利用に縛ることなく、様々なニーズ、向こう10年間で寄せられるニーズに的確に迅速に対応できるようにということで、この記述にさせていただいたところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） その規制をあまり強化しないというような考え方については、私も否定するものではないのですが、その現実問題として、昨日それから今朝の新聞等にもありましたとおり出羽三山の周辺に風力発電の事業が具体的に上がってきたと。県当局にしても、当事者である鶴岡市にしても、対抗要件がないと、いわゆるまさに法整備が不十分だというようなところから今回の混乱を招いたという状態にあるわけですし、三川町についてもせっかく国土利用計画、その下を受けた規制を具体的にする都市計画というきちんとした法律体系ができていの中で、今説明ありました農振法による規制というのは、農業振興地域に対しては適用なるのですが、残念ながら都市計画の区域指定に対しては規制ならないと。その規制を実行的な効力を持たせるのが都市計画法ということで、前々から三川町はその農業振興地域と都市計画区域が上手くオーバーラップしながら、それぞれが区分けされている。それぞれの区域に対しての上位法に基づいての規制をかけながら、適切な土地利用を行ってきたというところがあるわけです。

これから将来的な話になりますけれども、最近いわゆる空き家・空地というようなことからしますと、ちょうどこの都市計画区域、三川町の中心部については、どんどんとこれから、

住宅建設だけにとどまればいいのですが、場合によっては何が飛び出してくるか分からない。そういったことで、まさに進出したい企業と地権者のニーズが合致すれば、町が規制をかける方法は現在何もないという状態の中で、本当にその都市計画での用途指定等のきちんとした対抗要件等を明記する必要もなく、明記しないままこれからの10年に向かっていけるのかどうかということについて非常に不安を感じるころですが、そういった不安に対してはどのように考えられるものか、ご答弁お願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありました、例えば望まない土地利用等に対する規制のかけ方が、いわゆる農振法なりまたは農地転用の段階での規制だけでは弱いのではないかという懸念もされるところではありますが、ただ、その適用できる法令といいますか法制等を十分に活用しながら、先程申し上げましたとおり、町が望む、または住民のニーズ、それが町の将来の方向性と合致する場合、そちらを上手く適用させながら秩序ある土地利用ということで進めていきたいと考えております。先程申し上げたとおり、無秩序な開発行為が行われないよう、これまでもある法令等に基づきながら対処してまいりましたし、今後もそのような形で対応していきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私の方から二つほど質問いたします。

16ページのSDGsへの対応の中で、前回の全員協議会で示されました案で初めて出ました自治体レベルの目標が掲げておりますので、この自治体レベルの目標というのは、出典はどちらから、オリジナルなのか、そこも含めてお伺いしたいと思います。

それから、41ページの農業振興、商工振興、特産品開発も含まれますけれども、議会等で農業振興に関しては、いろいろ提言させていただきましたけれども、担い手対策と新しい作物の開発、それから一つのポイントとして販売の対策ということを提案させてもらった経過があります。どんなに良いものを作っても有利に販売する方法がなければ生産は継続できないわけでありまして、特に三川町の場合は野菜が少なくなっているという、米オンリーになってきた経過があるわけですが、いろいろな野菜の生産については、どの生産者も一度や二度、いろいろな作物を経験して生産してきたわけですが、それが定着してこなかった理由というのは、やはり販売価格が安くて再生産できないということがありまして、それでやめてきたという経過が大変多いと思います。

現状としては農協等も畑作物の振興と掲げておりますけれども、それについても販売についてはあまり強く強化するような、そういう方針がないように見えるわけです。町が、では販売対策について何をやるのかというふうな話になりますけれども、それは厳に今自分で販売している人や個人的な販売、それからネットを使った販売、それから組織的な販売とか、ある意味ふるさと応援寄附金の返礼品等も大きい意味の幅広い意味での販売に入るわけですが、そういうものを個々の実践に任せるのではなくて、やはり問題点、いろいろな困っている面をみんな持っているわけですので、そこを振興していくということが行政でできればうんと販売が進んでいくし、有利販売ができる仕組みができあがっていくと。具体的な方

法というのは、盛り込むことはできませんけれども、やはりこの施策の中では、有利販売をするという商工業品や農業生産に関しても、これはぜひとも目標に掲げてほしかったと思いますので、この辺、今後どのような取り組みをなされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 1点目のご質問にお答えいたします。配布の冊子18ページ、非常に小さい文字になりますが、18ページの下段の方に参考ということで、一般社団法人建築環境・省エネルギー機構で出しておりますガイドライン、これを参考にいたしまして記載させていただいたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは2点目のご質問に対してご答弁いたします。議員からご質問ございましたとおりに農業生産物についての販売について、こちらにつきましては、なかなか具体的な方策というものは総合計画の中では示すことは難しいということはお質問のとおりでございますが、大まかな考え方といたしましては、42ページ目でございます3の1の3の特産品開発、この中で6次産業化、農商工連携の促進ということで、生産、加工、流通・販売を連携させた6次産業化や商工業者と農業者とが互いに技術やノウハウを活用する農商工観連携をして、所得の向上と経営の安定を図るということで記載をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時40分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時00分)
6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） それでは、もう一度先程回答いただきました件について質問させていただきます。

SDGsについての出典については、確かに書いてありますが気づきませんでした。単なる国際目標だけではなくて、自治体レベルの目標も掲げられたという意味では非常に分かりやすいし、地方自治体の計画に入るには一步前進かなと思います。ただ、ここに掲げたからには、ある意味、三川町の第4次総合計画そのものの中身よりも、もしかしたら優先する目標になるかもしれない。国際目標ですから。そういう意味では個々の自治体の目標を具体化する場合に、常にこのSDGsへの対応についての自治体レベル、具体的な中身について、立ち返って検証する必要があるのではないかと思うんです。例えば5番には、ジェンダーの平等とありますが、自治体レベルの中では行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みと言えますというふうな重要な観点が書いてあります。また、17番、自治体や公的指摘セクター、住民NGP、NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推奨を担う中核的な存在になり得ますと、すばらしいことが書いてありますので、そういう意味では個々の政策を作られる場合には、ここに掲げました目標に立ち返って検証していく必要があると申し上げたいと思いますので、ぜひお願いします。

それから、農業政策についてですが、販売について、確かに42ページの方に生産、加工、流通・販売を連携した6次産業化と書いてありますので、ここに販売対策が入っているとい

うのは今理解できましたけれども、実際6次産業化も、個人で6次産業化をグループで行った場合でも、それでも限界がきてしまう場合があるんです。私的な話で申し訳ございませんが、私的でもないかもしれませんが、菜種の振興で菜種の生産とか、それからそれを油に絞って販売するというようなことを行ってきた、一連の連携した取り組みがありますけれども、今現状としては製品がたくさんできすぎて販売に苦慮しているということもあって、やはりその最終のところの販売については非常に重要だなと思っております。

これについてはいろいろ考え方がありますので、一般質問になってしまうとまずいのでありますが、例えば昔観光協会の前にふるさと振興協会という組織がありましたけれども、ふるさと振興協会は今の観光協会はイベント中心ということで、販売を担っていないとは言いませんけれども、ふるさと振興協会のときは常に販売については、いろんなイベントがある度に販売の支援をしてきたような経過があります。これをどうするのかというのはいろいろあるでしょうけれども、私はそういうふるさと振興協会的な組織を作って、いろんな生産者や商工業者の販売品、特産品を連携させたり、商品開発を企画したり、それを共同で販売させる仕組みを作ったりするというのができればいい取り組みになるのではないかと思います。そのようなことも含めまして、販売については、項目にはありませんけれども、一つ今後の計画については、具体化については、常に頭に置いていただきたいと思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第60号「第4次三川町総合計画の基本構想及びその基本計画」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第60号「第4次三川町総合計画の基本構想及びその基本計画」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 追加日程第1、意見書第1号「緊急対策として消費税率5%程度へ引き下げを求める意見書」の提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。

6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 緊急対策として消費税率5%程度へ引き下げを求める意見書について、提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルスの蔓延により多くの国民に影響が出ており、緊急経済対策として経済情勢が好転するまでの間、消費税率を5%程度へ引き下げる必要があるためであります。審議の経過の中で、請願の表題に「緊急対策」を加え、「消費税率5%以下」という項目を「5%程度」に修正をして提案させていただきます。議員諸兄のご賛同をよろしく申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから意見書第1号「緊急対策として消費税率5%程度へ引き下げを求める意見書」の提出の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号「緊急対策として消費税率5%程度へ引き下げを求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、追加日程第2、意見書第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書」の提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。

2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書の提出に関する請願で、意見書提出いたしました。

提案理由といたしましては、沖縄基地問題の解決に向けて国全体で議論すべきとの理由から国に意見書を求めるものであります。前に議員諸兄に配布しました意見書の案ですが、委員会等で若干手直しして議会の意見書とした部分があります。深さ90mの軟弱地盤の海底に杭の数ですが、7万7,000本といたしました。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから意見書第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書」の提出の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、意見書第2号「沖縄県の基地問題解決のため国全体で議論することを求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、追加日程第3、意見書第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

○議長(小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。

9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) ただいま上程されました意見書第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について、提案理由を申し上げます。

本意見書は新型コロナウイルス感染症の発生拡大による経済的社会的影響により、地方税収が大幅に減少することが予想されることから、国に対し、地方税並びに地方交付税等の一般財源総額の確保を強く求めるものであります。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから意見書第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和2年第4回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前11時18分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和2年9月10日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番